

亀山市

可能性に挑み 人とつながり
未来を創る「亀山っ子」

学校教育ビジョン



令和4年3月
亀山市

はじめに

このたび、令和4年度から5年間の本市の学校教育に関わる施策の根幹となる基本計画を示す、新たな「亀山市学校教育ビジョン」を改定いたしました。

社会では、少子高齢化、情報化、グローバル化、ライフスタイルや価値観の多様化などが一層進み、人口減少、雇用環境の変化による所得格差、持続可能な社会保障制度、大きな災害からの復興、環境問題、新型コロナウイルス感染症の流行など様々な課題に直面しています。また、これからの日本は、人生100年時代を迎えようとしており、さらに超スマート社会(Society5.0)の実現に向けて人工知能の活用など、技術革新が急速に進んでいます。

こうした社会の変化を乗り越え、誰もが豊かな生活を送るためには、自分の夢や可能性に挑戦を続け、多様性を尊重しながら様々な人と協働してより良い社会を創る力が必要とされています。このような力を子どもたちが身に付ける上で、教育の果たす役割は大きく、ますます重要になっています。

国は、学習指導要領の改訂とともに令和2年10月にすべての子どもたちの「可能性」と「チャンス」を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する「令和の日本型学校教育」の構築に向けた方向性を示しました。また、コロナ禍における新たな学びの在り方を考えていくにあたって、デジタル化の意義を踏まえながら、教育活動を適切に進めていくことや不測の事態に備え、教育活動を確実に継続していくことを提言しています。

今回改定した「亀山市学校教育ビジョン」においては、「亀山市教育大綱」の「学びあふれる教育のまち かめやま」という理念、「第2次亀山市総合計画後期基本計画」との整合性や新学習指導要領への対応を踏まえ、本市の学校教育における「めざす子どもの姿」と「教育スローガン」を明らかにし、その方向性を示しました。

多様化・複雑化する現代の教育課題に対応し、本ビジョンのめざす「可能性に挑み 人とつながり 未来を創る「亀山っ子」」を育成するためには、これまで以上に学校・家庭・地域・行政等が一体となってその成長を支えることが必要となります。「子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち誰もが自分らしくいられること」「子どもたちが豊かな地域資源とつながり、共に歩むこと」ができるよう教育施策を推進し、保護者、市民の皆様のご信頼と期待に応える学校教育を具現化してまいります。関係者の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、改定に際しご理解ご協力をいただきました三重大学教育学部山田康彦教授や各改定委員の方々をはじめ、貴重なご意見を賜りました皆様方に、厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

亀山市教育委員会 教育長 服部 裕

目次

第1章 亀山市学校教育ビジョンの改定にあたって

1. 亀山市学校教育ビジョンの趣旨 1
2. 学校教育をとりまく状況 3
3. これまでの施策における成果と課題 12

第2章 亀山市学校教育ビジョンの基本的な考え方

1. めざす子どもの姿 31
2. 教育スローガン 32
3. 施策体系 33

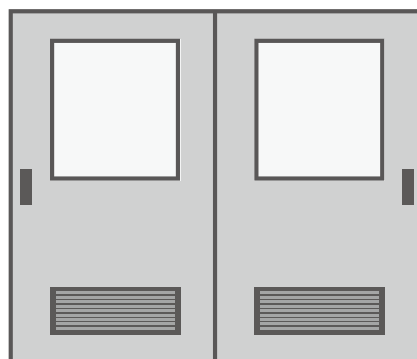
第3章 亀山市の学校教育の施策

- I. 夢や可能性に挑むための「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 37
 - ① 学力の向上 38
 - ② 人権・道徳教育の推進 40
 - ③ 読書活動・文化芸術活動の推進 42
 - ④ 健やかな身体の育成 44
 - ⑤ 就学前教育の充実 46
- II. 新しい時代を生き抜く力の育成 49
 - ① 主体的に社会を形成する力の育成 50
 - ② グローバル社会に活躍できる力の育成 52
 - ③ 情報社会で活躍できる力の育成 53
- III. 一人ひとりの学びを支える教育の推進 56
 - ① 特別支援教育の推進 57
 - ② 外国人児童生徒教育の推進 59
 - ③ 不登校児童生徒への支援 61
- IV. 子どもの未来を拓く学びの場づくり 64
 - ① 学びのセーフティーネットの充実 65
 - ② 子どもたちの安心・安全の確保 66
 - ③ 防災教育・防災対策の充実 68
 - ④ 学校教育環境の充実 69

V. 学びを支えるあたたかさあふれる学校づくり	71
① 学校力・教師力の向上	72
② 教職員の働き方改革の推進	73
③ 学校運営協議会を核とした地域との協働	75
④ 家庭教育力の向上	76
⑤ 「亀山」の自然と歴史文化を活用した教育の推進	77

第4章 亀山市学校教育ビジョンの推進にあたって

1. ビジョンの推進体制	79
2. ビジョンの進捗管理と評価	79
*資料編	80



1・亀山市学校教育ビジョンの趣旨

(1) 改定の背景

亀山市では、豊かな自然と歴史文化の中で、地域の特性を活かし、地域とともにある特色ある学校づくりの実現をめざしながら、様々な教育課題に対応し未来へと発展する教育施策を推進するため、学校教育のあり方や方向性等の指針を示した現「亀山市学校教育ビジョン」を平成29年3月に、平成29年度から令和3年度までの5年間を計画期間として策定しました。

その後、国においては、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定され、「自立」「協働」「創造」という第2期計画で掲げられた3つの方向性を引き継ぎつつ、2030年以降の社会を展望し、すべての子どもたちの「可能性」と「チャンス」を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現する「令和の日本型学校教育」の構築に向けた方向性が令和2年10月に示されました。

また、三重県においても、令和2年3月に、これからの変化の激しい将来予測が困難な時代を生きていくことのできる力を子どもたち一人ひとりに育てていくために「三重県教育施策大綱」が策定されました。そして、この大綱を踏まえた上で、「三重県教育ビジョン」が策定され、多岐にわたる課題に的確に対応していくための三重県の教育の指針を示しています。

教育を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子高齢化、経済や社会のグローバル化、新型コロナウイルスの感染拡大、急速な技術革新に伴う超スマート社会等が進む中で大きく変化しています。また、子どもを取り巻く課題は、教育格差と貧困の連鎖、いじめへの対応や不登校児童生徒への支援、子どもたちの安心・安全の確保、家庭の教育力の低下、地域のつながりの希薄化等多岐にわたるとともにますます複雑化・多様化しています。このような予測が難しい社会の中で、SDGsの視点から子どもたちを誰一人取り残すことなく、新しい時代を生き抜く力を育成することが、今後の学校教育に強く求められています。

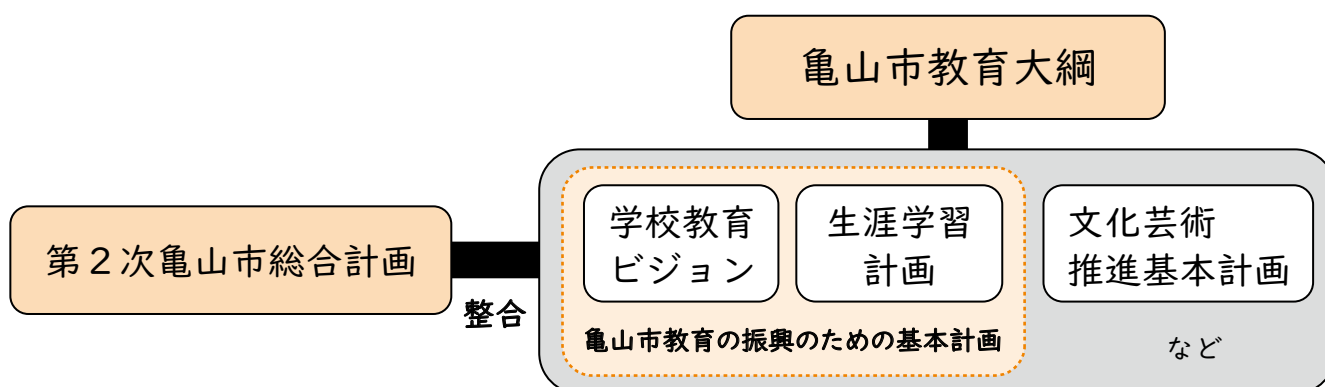
こうした状況を踏まえ、今後の亀山市における学校教育の基本理念や施策の方向性を示して、学校・家庭・地域・行政が連携し、市民が一体となって亀山市の学校教育を進めていくため、「亀山市学校教育ビジョン」を改定します。

(2) 計画の位置づけ

本ビジョンは、「亀山市教育大綱」の示す理念のもと、「亀山市総合計画」をはじめ、「亀山市生涯学習計画」「文化芸術推進基本計画」等の関連計画との整合を図りつつ、学校教育の視点から、さまざまな分野における施策の方針をまとめます。また、本ビジョンは、「亀山市生涯学習計画」とともに教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本計画として位置づけます。

学校内における教育のみならず、子どもたちの教育を支える家庭や地域等との連携のあり方をも示すものであり、それぞれの活動の場における教育の取組の指針となるものとなります。

<学校教育ビジョンと教育大綱・関連計画との関係図>



(3) 計画期間と対象範囲

本ビジョンは、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

また、本ビジョンの対象範囲は、亀山市の次のとおりとします。

- ① 市内の学校教育を中心とした施策に関すること。
- ② 保護者、地域の方々、県、民間事業者、団体等、さまざまな主体と協働・連携した教育施策に関すること。

2・学校教育をとりまく状況

令和2年3月策定の「三重県教育ビジョン」、令和3年1月26日中央教育審議会答申をもとに学校教育をとりまく状況について下記にまとめました。

(1) 超スマート社会（Society5.0）実現のためのDX

- AI、ビッグデータ等をはじめとする技術革新が進む中、これらの先端技術をあらゆる産業や社会生活等に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する超スマート社会（Society5.0）が到来しつつあります。この超スマート社会においては、革新的技術の実用化により、産業、経済、生活等のさまざまな側面に劇的な変化がもたらされると予測されています。
- こうした社会の変化に対して、子どもたちが積極的にチャンスを見つけ、それを活用し、活躍していくことができるよう、教育を通じて必要な資質・能力を育成していくことが大切です。そのためには、基礎的な読解力や数学的思考力等の基盤的学力や、あらゆる学びの基盤となる情報活用能力の育成、新たな社会を牽引する人材や地域を支える人材の育成が求められています。

(2) グローバル化の進展

- あらゆる場所でグローバル化が加速し、情報通信や交通分野での技術革新により人々の生活圏も広がっています。また、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に進み、国際協調の重要性が一層高まっています。このため、語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性等のグローバルに活躍できる力の育成が求められています。

(3) 持続可能で多様性と包摂性のある社会及び ダイバーシティ社会の実現

- 平成27年に国連サミットで採択されたSDGsにおいては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが教育の目標として掲げられています。

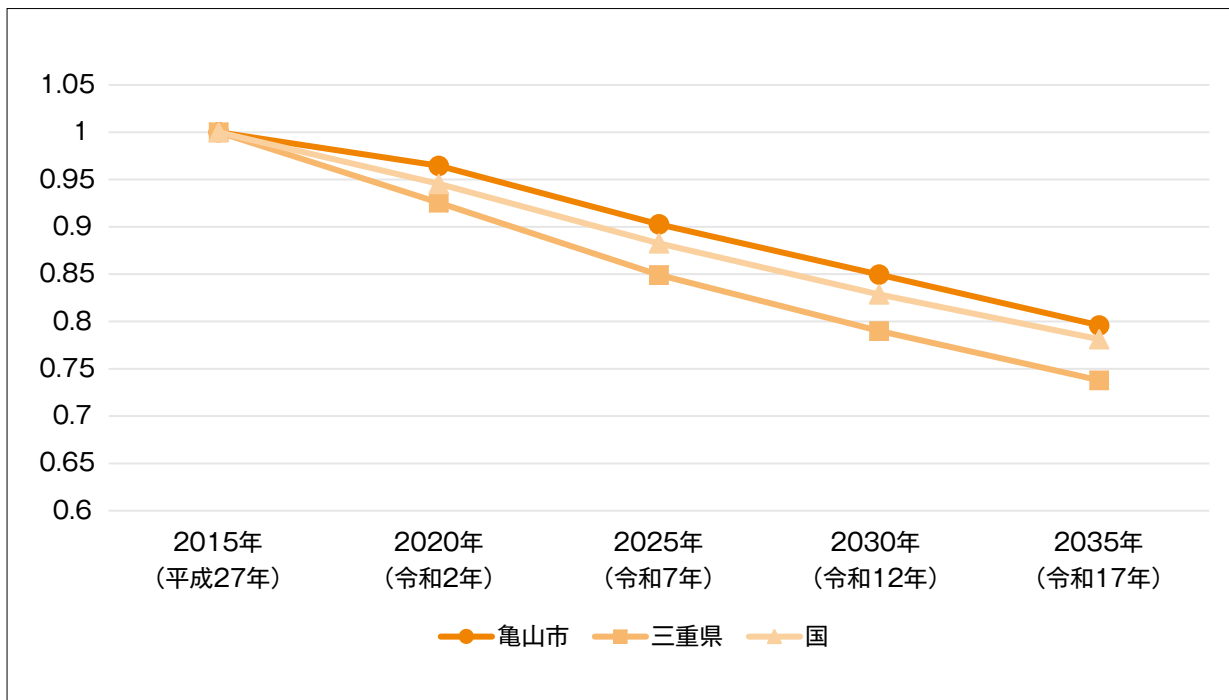
(4) 国の教育改革等の動き

- 社会のあり方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来や、新型コロナウイルスの感染拡大等、先行き不透明な「予測困難な時代」の中で、これまでの「日本型学校教育（生徒指導の面でも主要な役割を担い、子どもたちの状況を総合的に把握して教師が指導を行う教育）」が果たしてきた学校教育の役割を重視し、継承しながら、学校における働き方改革や、GIGAスクール構想の実現を加速・充実させ、すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現する「令和の日本型学校教育」の構築に向けた方向性が令和2年10月に示されました。
- 少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、義務標準法を改正し、小学校について一学級あたりの定数を5年かけて35人以下にすることとなりました。
- 社会に開かれた教育課程や外国語教育の充実等を含む新しい学習指導要領の着実な実施とともに、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保や高大接続改革、学校における働き方改革等国の動きに的確に対応していく必要があります。

(5) 年少人口減少の進行

- 少子化の進展に伴い、人口減少社会へ本格的に突入しています。国においては、平成27(2015)年の年少人口は約1,594万5千人、三重県では約23万4千人となっています。人口問題研究所「将来人口推計」によると、令和17(2035)年の国は、約1,245万7千人、県は、約17万3千人になると予想されています。
- 本市の年少人口は、平成27(2015)年に7,021人、令和17(2035)年は5,588人に減少していくと予想されています。こうした中、将来を支え、活力ある社会を築いていく人材の育成を担う教育の役割が一層重要となっています。

■ 亀山市、三重県、全国の5年毎の年少人口及び将来推計の推移 (H27 (2015) 年比)



【資料：人口問題研究所「将来人口推計」】

(6) 家庭・地域の状況の変化

- 核家族化や少子化の進行等家庭環境の多様化等に伴い、子育て・教育についての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないといった課題があることが指摘されています。また、過疎化の進行、ライフスタイルの多様化等により地域の人々の関係性の希薄化・地域コミュニティの弱体化も指摘されています。さらに、ヤングケアラー等の家庭問題への支援体制の構築が求められています。

学習指導要領において、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

- 本市においても、平成30年度、市内保護者を対象として行われた「子育てに関して日常悩んでいること、また気になることは、どのようなことですか。」というアンケート調査結果から、子どもの健全な発達や、子どもとの接し方・コミュニケーション、家庭での教育方針に関して、悩んだり、不安を抱いたりする家庭が多いことが分かっています。また、携帯電話・スマートフォン利用の低年齢化やテレビ・ゲーム等への依存、少子化の進行や共働き家庭の増加現象、経済的問題等、家庭と子どもの育ちをめぐる問題は一層複雑化、かつ深刻化している状況です。加えて、保護者が、地域住民や周りの大人たちとつながりが持てない、SOSが出せない状況も考えられます。

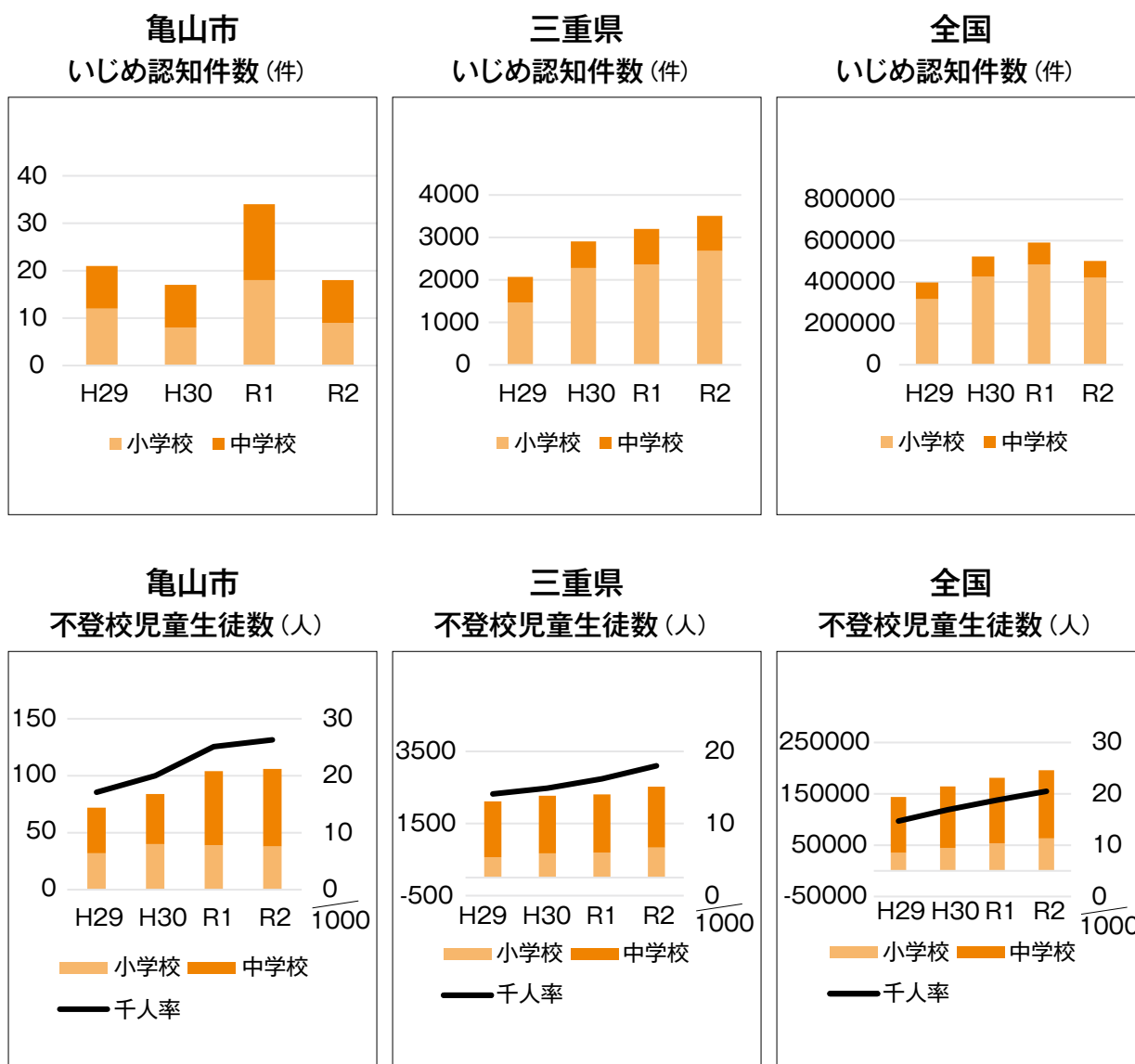
(7) 子どもの貧困と教育格差

- 家庭の社会的経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴等）と子どもの学力や進学機会等には 相関関係がみられるとの指摘があります。家庭の経済的な事情等によって子どもたちの将来が左右され、閉ざされるようなことなく、すべての子どもたちが質の高い教育を受け、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ（子供の貧困対策に関する大綱）、就学・学習支援等関係機関と連携した総合的かつ切れ目ない支援を行っていくことが必要です。
- 「子ども子育て支援計画」の現状と課題分析によると、経済的に困窮している人は社会的なかかわりの少なさから相談できる人・場所が限られるうえ、生活困窮だけでなく、障がいがあったり、介護や看護を抱えていたりして、問題が複雑であることも多くみられます。また、経済的には困窮していなくとも、親子の関係や愛情が稀薄であるため、結果的に子どもが貧困と同じような状況に陥っているおそれがある家庭が顕在化している状況にあります。
- すべての子どもは生まれながらにしてあらゆる可能性を持っています。しかしながら、「貧困の連鎖」により、その可能性が閉ざされる恐れがあります。「亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」においても、課題を抱える世帯においては、経済的な困窮によって塾や習い事に通うことができない状況や、教育に対する経済的な負担に不安を抱える世帯もみられます。また、アンケート調査で、「文化的貧困」に該当する人は授業の理解度について否定的な回答がやや多く、子どもの勉強を見ることができない家庭も多いことから、文化的な側面において貧困が疑われる家庭に対しても、学習機会を確保することが求められています。

(8) 子どもたちの安全・安心の確保

- いじめや暴力行為への対応、被虐待児童への対応、不登校児童生徒への支援等においては、その原因や背景が複雑化・多様化している中で学校だけでは対応が困難な事例が増加しており、関係機関との連携による対応が求められています。
- 登下校中の子どもたちが巻き込まれる痛ましい事故、子どもたちが被害者となる犯罪等が発生しています。また、台風、豪雨、近い将来発生する可能性が高まっている南海トラフ地震等の自然災害によりかけがえのない命や暮らしの安全・安心が脅かされている中、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、社会全体で子どもたちを守る取組を進めていく必要があります。

- インターネット等の利用により多様な情報にふれることが容易になった一方で、子どもたちがSNSを利用した犯罪に巻き込まれる等の事態が生じており、情報を活用する能力や判断力の育成が必要となっています。
- 本市においても、不登校児童生徒数は、令和2年度において、小中学校合わせて106人と、平成29年度の約1.5倍となるなど国や県と同様に増加しています。
- いじめ問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため「亀山市いじめ防止基本方針」を定めています。
- 不登校児童生徒への支援については、NPOと連携し、新たな居場所を開設して、児童生徒の社会的自立をめざしています。

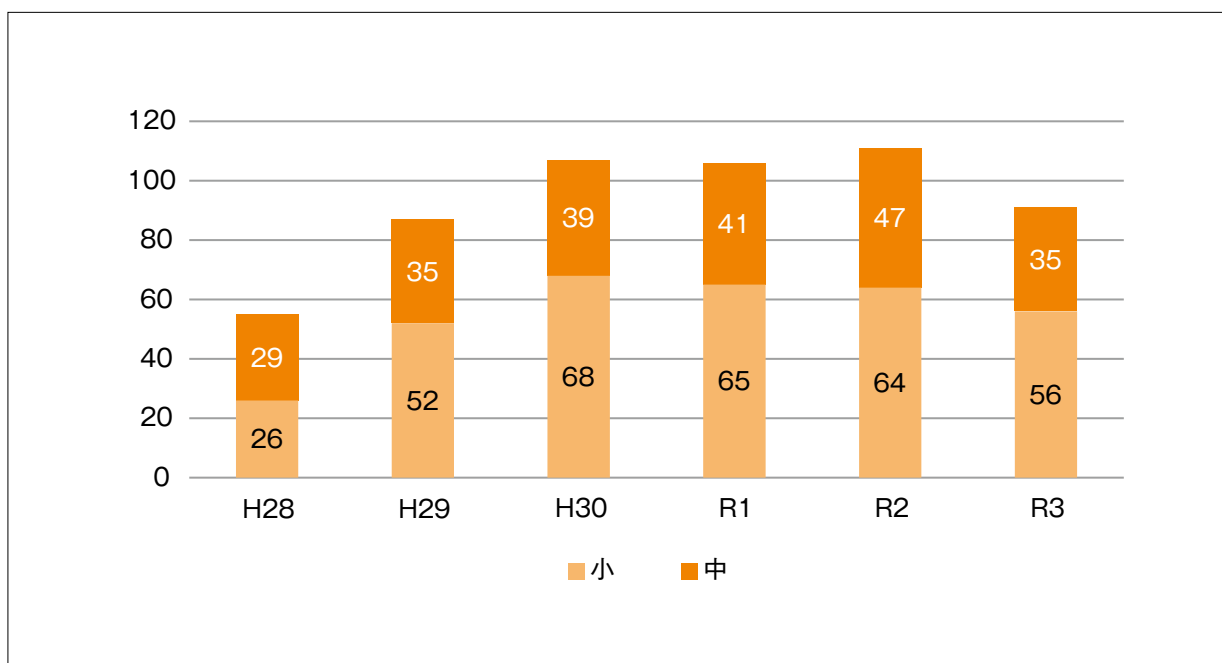


【文部科学省：児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

(9) 日本語指導が必要な外国人児童生徒の状況

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒が年々増加し、公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は全国的に高い状況となっています。県においては、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、平成29年は、1,891人でしたが、令和2年には、2,445人に増加しています。
- 改正「出入国管理及び難民認定法」が施行されたことにより、今後、外国人児童生徒がさらに増加することが見込まれます。
- 本市においては、小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、平成28(2016)年は、55人でしたが、その後増加し、毎年100人程度在籍しています。また、令和2年度において、全外国人児童生徒のうち不登校になっている割合は13.2%と高くなっています。

■ 亀山市日本語指導が必要な外国人児童生徒数(人)

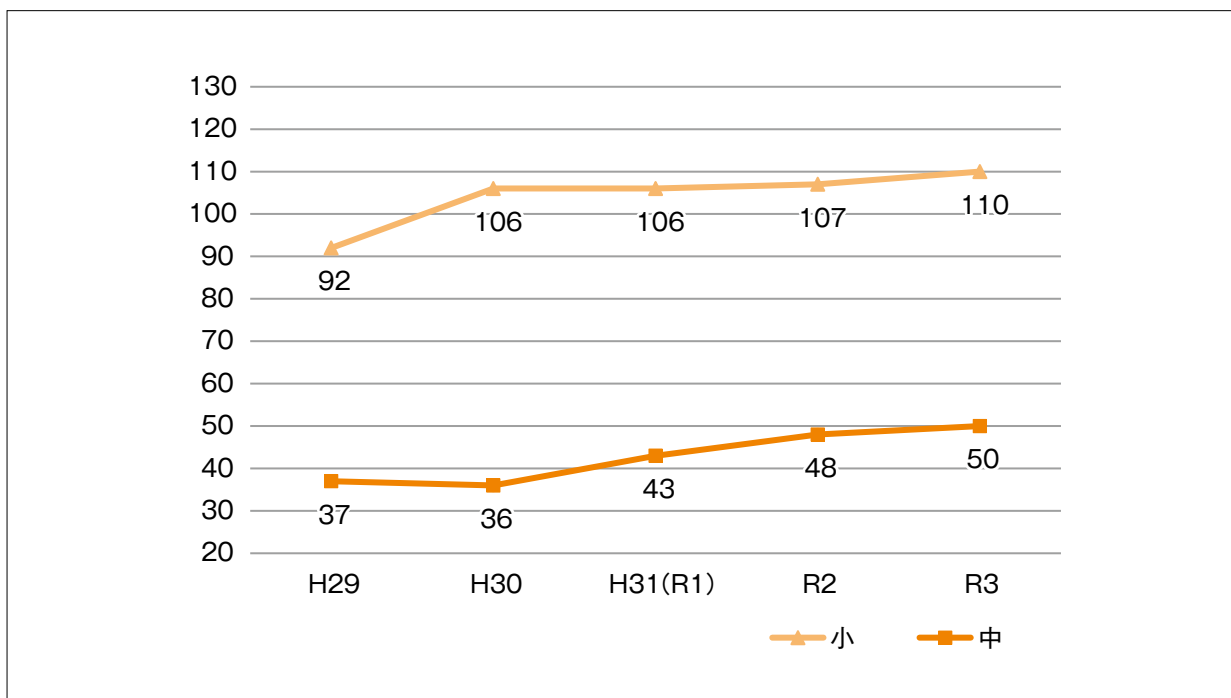


【文部科学省：日本語指導が必要な児童生徒の受入状況に関する調査】

(10) 特別な支援を必要とする児童生徒の状況

- 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加する中、子どもたちが、一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた学びの場において、適切な指導・支援を受けられるよう環境の整備が求められています。また、特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、すべての教職員の特別支援教育に関する知識・技能をさらに高めることが指摘されています。
- 今後ますます増加・多様化する教育的ニーズに対応するためには、ユニバーサルデザインの視点に立った支援体制・基礎的環境整備の充実とともに、個々のニーズに応じた教育課程（カリキュラム）の編成や合理的配慮の提供、教育の質の向上が求められています。
- 本市の特別支援学級籍児童生徒数は、小中学校ともに増加しています。他市では、中学校進学時に特別支援学校に進学する傾向がありますが、本市では、引き続き公立中学校への進学を望む傾向がみられます。

■ 亀山市特別支援学級籍児童生徒数（人）



【文部科学省：学校基本調査】

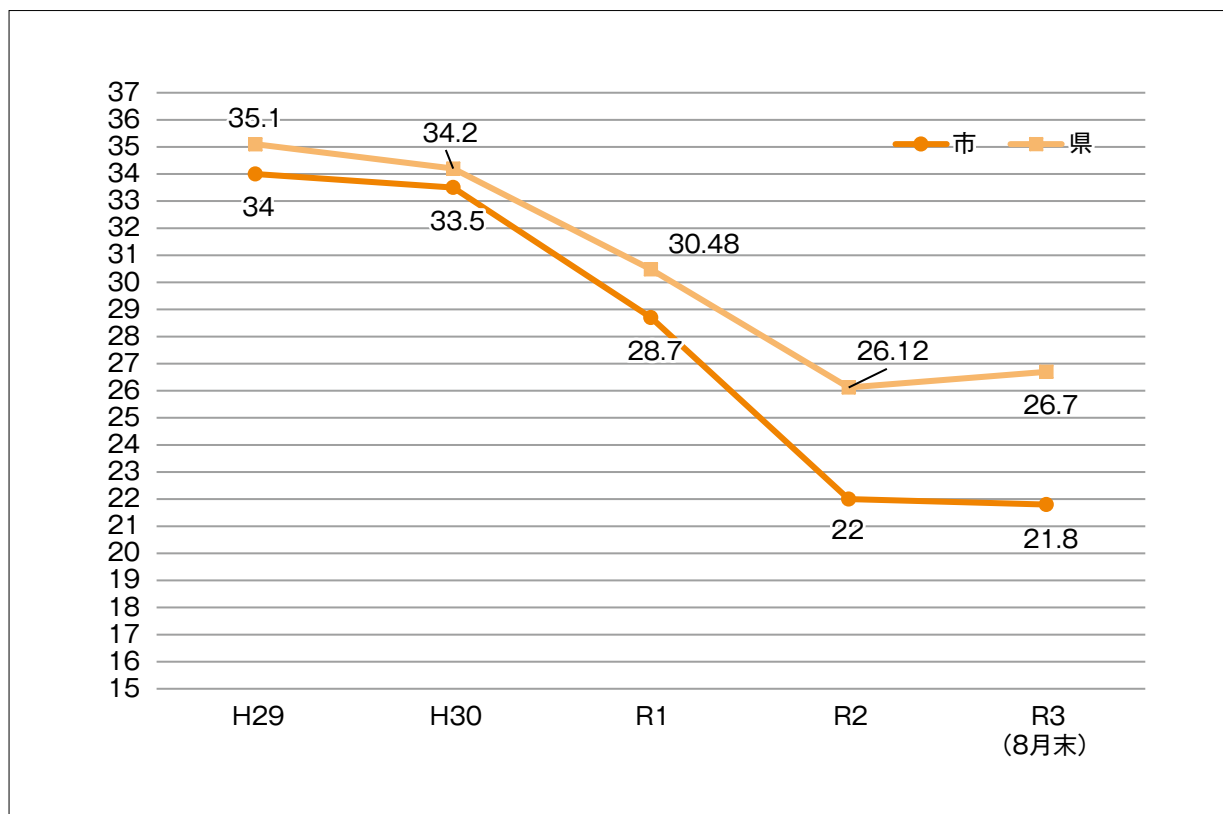
(11) 学校の教育環境の充実

- 学校施設は、子どもたちが学習等学校生活で多くの時間を過ごす施設であるとともに、地震や台風等の災害時には避難所としての役割も果たす施設であるため、安全・安心を確保することが必要です。また、環境負荷の低減やあたたかみの感じられる学習の場づくりにも配慮し、エコ化や県産木材等を利用した整備を進める必要があります。
- 学校施設の更新や改修、トイレの洋式化や特別教室等への空調機整備等、喫緊の教育環境整備との優先度を勘案し、第2次亀山市総合計画 後期基本計画策定時において実施時期を決定していくことが求められています。また、現行の給食施設を含む学校施設の更新や改修については、予防保全型管理を進めることで耐用年数を延伸することを前提としながら、今後、「第2次亀山市総合計画 後期基本計画」策定の中で、長寿命化や更新の計画作成を位置付けていくことも求められています。
- 学校における子どもたちの生活環境の充実を図るため、中学校給食の全員喫食制に向けて教育委員会として方向性を定めています。

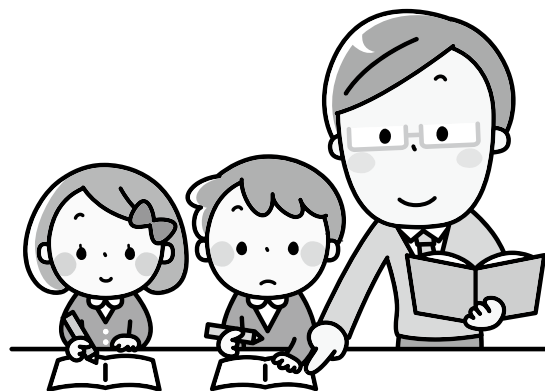
(12) 教職員を取り巻く環境

- 社会の変化に伴って学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務の多忙化・困難化に伴う労働時間の長時間化が指摘されており、国は教職員の時間外労働を月45時間、年360時間を上限とすること等を内容とする「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を定めました。学校における働き方改革を着実に推進し、教師が子どもたちに対して必要な教育活動を効果的に行う環境を整備していく必要があります。
- 経験豊かな教職員の退職と若手教員の増加に伴い、学校組織における年齢構成が大きく変化しており、これまで蓄積された教育実践の引き継ぎが求められています。
- 教職員一人あたりの月平均時間外労働時間は、市全体としては減少しています。しかし、学校間の格差や個人差があります。
- 各学校の規模や状況に応じた人員の適正配置や教職員の意識改革を進め、一層働き方改革を進める必要があります。

■一人あたりの月平均時間外労働時間の推移 (h)



【公立小中学校教職員の勤務状況調査】



3・これまでの施策における成果と課題

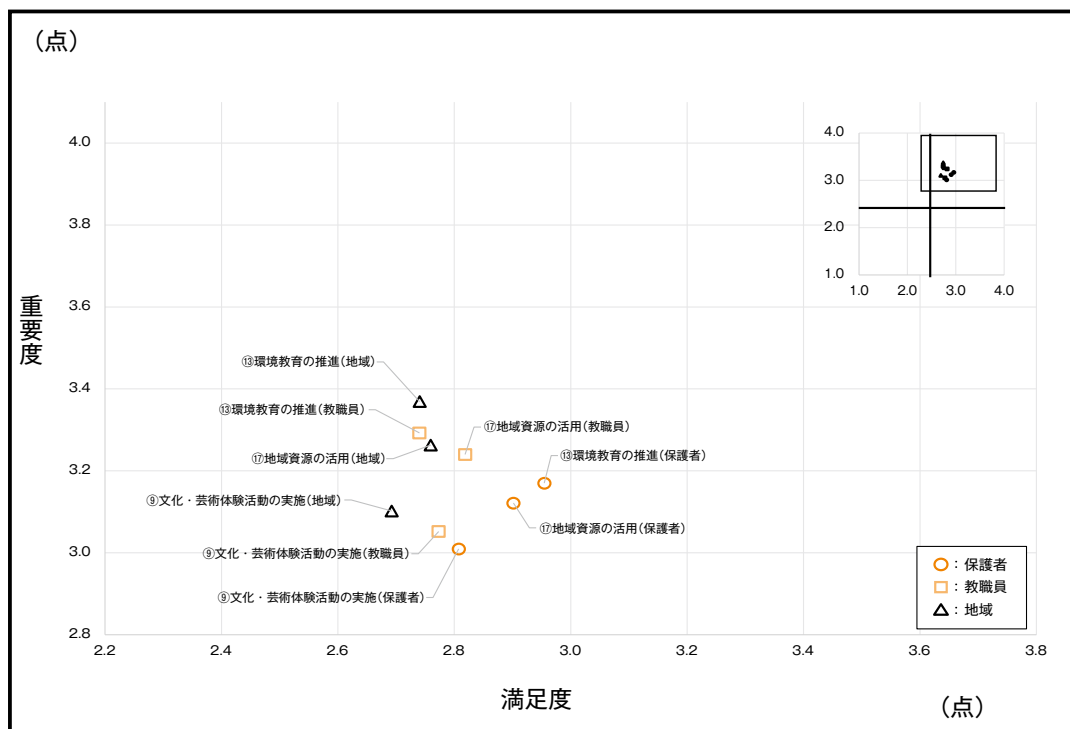
基本目標1 豊かな地域資源を活かした教育

(1) 成果指標の進捗

成果指標名		単位	現状値 (H28)	実績値 (R3)	目標値 (R3)
1	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもっている子どもの割合 *「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生：69.5% 中学生：64.9%	—	小学生：75.0% 中学生：70.0%
	<令和元年度より質問項目変更> 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもっている子どもの割合 *「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生：44.9% 中学生：43.3% (令和元年度)	小学生：50.1% 中学生：49.3%	小学生：48.0% 中学生：45.0%
2	学校における文化・芸術体験活動の実施状況 *児童生徒が優れた文化・芸術を鑑賞、体験する活動を、年間のべ2回以上実施した学校の割合 <令和2、3年度感染症拡大のため比較不可能>	%	小中学校：60.0%	小中学校：92.8% (令和元年度)	小中学校：75.0%

(2) アンケート調査より

1 豊かな地域資源を活かした教育



(3) 成果と課題及び今後の方向性

1 - (1) 亀山の歴史文化や芸術・芸能を活かした教育	
成果と課題	<p>○地域の方や歴史博物館、関連団体と連携しながら、亀山市内の文化財の見学会等、亀山の歴史文化を活かした学習を行うことで、地域の人々の生き方や思い、願い等にふれることができました。</p> <p>○子どもたちにとって意義ある体験活動となるよう、文化会館等と連携し、本物の芸術にふれる機会の確保に努めてきました。地域の伝統的な文化や行事については、子どもたちが地域の一員として参加する機会も多く、地域にとっても大切な取組になっています。</p> <p>○受け身での参加になることが多いためか、子どもたち自らが地域に関わっていきこうとする力が十分に育まれていません。</p>
今後の方向性	<p>◇特色ある歴史文化、芸術・芸能等を生かした学習や体験活動が、市内各校の地域性やねらいに応じてできるよう、地域と学校が連携して、計画的に行う必要があります。</p> <p>◇子どもたちが主体的に学び、「ふるさと亀山」への理解を深め、地域のよさに気づくことができるようにしていくためにも、コミュニティ・スクール、関連団体、行政関連部署等と連携するとともに、教科等の学習と関連付けながら、計画的・継続的に地域を知る学習を進め、興味関心を高めることが大切です。</p>
1 - (2) 亀山の自然に学び、未来へつなぐ教育	
成果と課題	<p>○総合環境センターや鈴鹿峠自然の家、里山公園等の身近な生涯学習施設における環境学習や自然観察等、子どもたちが自然環境の中で様々な体験ができるようにしました。</p> <p>○児童生徒が、環境問題を自らの問題として捉えることが弱い傾向があります。</p>
今後の方向性	<p>◇日常生活の中で、身近な地域の自然に親しみ、環境問題を自らの問題として捉えて考え、行政や民間団体と協力・連携しながら今後も計画的・継続的に取り組む必要があります。</p>

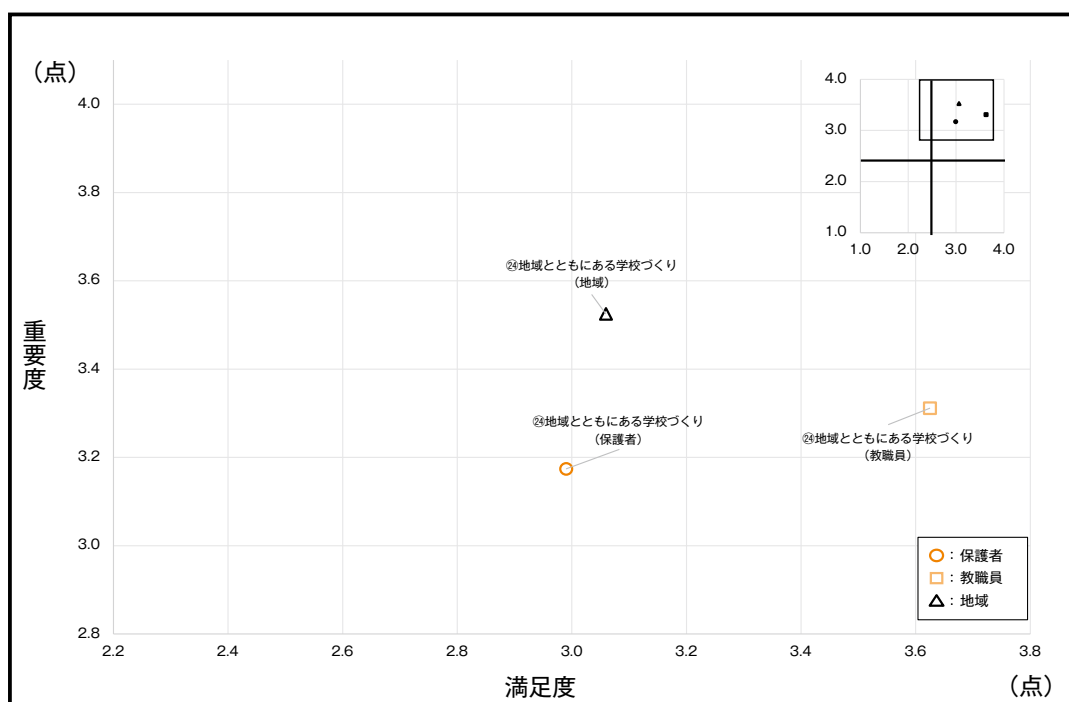
基本目標2 学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上

(1) 成果指標の進捗

成果指標名		単位	現状値 (H28)	実績値 (R3)	目標値 (R3)
3	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の実施状況 *コミュニティ・スクール（学校運営協議会）指定校の数	校	3校	14校	8校
4	子どもの家庭学習の状況 *「家で自分で計画を立てて勉強していますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合。 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生： 54.6% 中学生： 44.3%	小学生： 66.4% 中学生： 73.3%	小学生： 65.0% 中学生： 50.0%
5	子どものテレビやゲーム、携帯電話やスマートフォン等の使用状況 *1日当たりどれくらいの時間「テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか」「ゲームをしますか」「インターネットをしますか」という質問に対して、2時間より少ないと回答した児童生徒の割合（%） 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】 【亀山市教育委員会「生活に関するアンケート」】	%	小学生： 66.7% 中学生： 58.4%	小学生： 35.5% 中学生： 27.7%	小学生： 70.0% 中学生： 62.0%
6	地域の行事に参加している子どもの割合 *「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生： 76.9% 中学生： 68.6%	小学生： 74.3% 中学生： 69.9%	小学生： 85.0% 中学生： 72.0%

(2) アンケート調査より

2 学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上



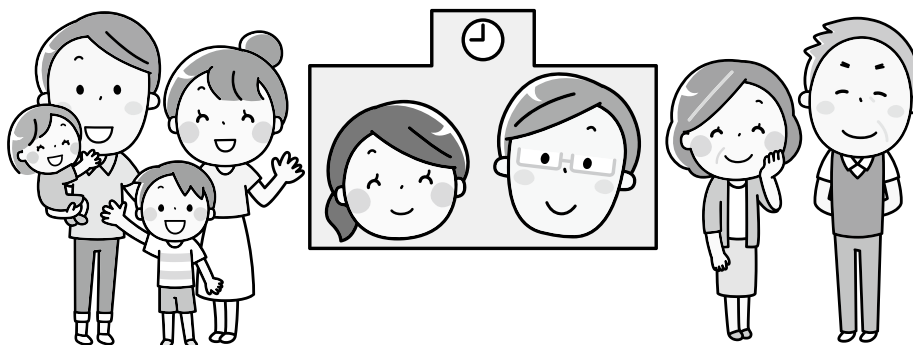
(3) 成果と課題及び今後の方向性

2 - (1) 特色と信頼のある学校づくり	
成果と課題	<p>○保護者・地域の方の学校教育への関心と理解を高めるために、目指す学校像・子ども像、学校経営方針や学校生活の様子等を学校だよりやHP、学校配信メール等を活用し、必要な情報を保護者等に発信することができました。</p> <p>○学校・家庭・地域がめざす子どもの姿を共有しながら一体となって教育活動に取り組む地域の特色を生かした学校づくりにおいて、保護者、教職員、地域の方の意識に差があります。</p>
今後の方向性	<p>◇各校がめざす学校像・子ども像や課題を地域や保護者と共有し、地域と連携・協働した学校運営を継続していく必要があります。</p> <p>◇各校において地域の特色や人的・物的資源を活かした体験活動を充実させる等、「社会に開かれた教育課程」を実現させることが必要です。</p>
2 - (2) 学校力・教師力の向上	
成果と課題	<p>○教職員の労働時間の上限方針を定め、各学校の時間外労働時間削減に向けた取組の進捗状況と校務用PCのログを活用した勤務時間を把握するとともに、組織風土の改善と教職員の意識向上を促してきた結果、教職員の総勤務時間が減少しました。</p> <p>○亀山市教育関係職員の研修方針に従って、校内研修やOJT等を活性化させるとともに、中学校区別研修や学力向上研修会、研修担当者会等、学校の枠を超えて、教育課題を解決する研修を開催し、指導力向上に努めることができました。</p> <p>○小中学校全体として、総勤務時間は縮減傾向にあるものの、在校時間等の上限（月45時間）を超える職員が一定数おります。</p>
今後の方向性	<p>◇働き方改革を進め、業務の簡素化・効率化を図るため、電子化を図る必要があります。</p> <p>◇教職員が技術の発展や新たなニーズ等学校教育を取り巻く変化を前向きに受け止め、探究心をもち、継続的に研修を通して教員の専門性を高める必要があります。</p>

2 - (3) 家庭との連携・協働	
成果と課題	<p>○子どもの活動の様子や成長の様子等について、保護者会やPTA行事等の機会、学校だより、ホームページ等を活用して情報発信を行うことができました。</p> <p>○家庭教育に無関心な保護者や子育てに不安や悩み、孤独感をもっている保護者へのアプローチの難しさがあります。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅等にいる時間が長くなり、テレビやゲーム、スマートフォン等を長時間使用する傾向が見られます。</p>
今後の方向性	<p>◇学校運営協議会等を通じて、学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、学校運営への参画、支援をさらに促進・充実していく必要があります。</p> <p>◇関係機関との連携の更なる充実に努め、家庭への情報発信と連携を今後も進めていく必要があります。</p>
2 - (4) 地域との連携・協働	
成果と課題	<p>○学校・保護者・地域が、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進するため、コミュニティ・スクール化（学校運営協議会設置）を進め、令和3年度には市内全小中学校に学校運営協議会が設置されました。</p> <p>○ゲストティーチャーや学校ボランティアとして地域の人材の協力を得ながら、子どもたちが地域の歴史や文化、産業等について体験的に学ぶ取組を行ってきました。</p> <p>○地域の行事に児童生徒が積極的に参加することに、課題がみられます。</p>
今後の方向性	<p>◇学校運営協議会等を通じて、学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、学校運営への参画、支援をさらに促進・充実していく必要があります。</p>

2 - (5) 関係機関の連携ネットワーク

<p>成果と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校ブロック別の交流活動や中学校区ごとの授業研究の交流を行うことができました。 ○教育行政を更に推進するため、教育委員会内の連携機能の充実を図り、人的配置等体制強化を図ることができました。 ○「亀山市保幼小接続カリキュラム」を活用した保育所、幼稚園、認定こども園と小学校との連携や小中連携において子どもたちの実態を交流する機会が不足しています。
<p>今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇保・幼・認・小・中の教職員が交流し、互いの教育への理解を深めるとともに課題を共有し、連携した取組を進める等、連続性・一貫性のある教育を進める必要があります。 ◇学校教育をはじめ、行政内における子どもに関する「社会教育」「子育て」「地域コミュニティ」「医療機関」等の連携を推進する必要があります。



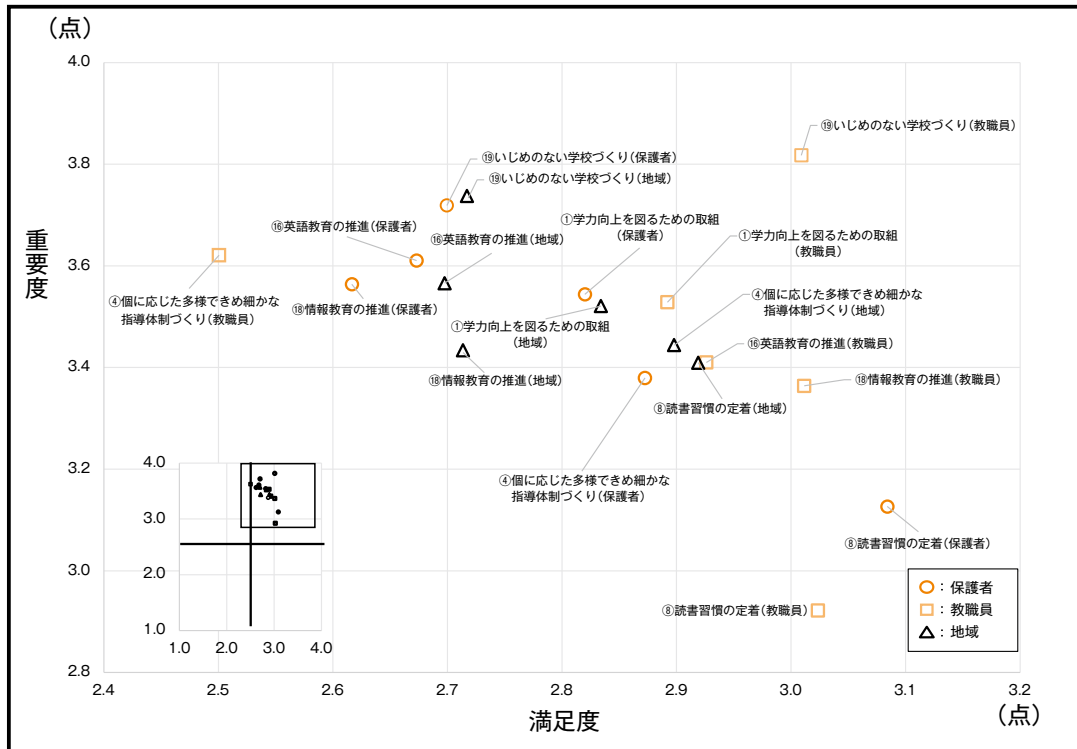
基本目標3 確かな学力を基盤にした生きる力をはぐくむ教育

(1) 成果指標の進捗

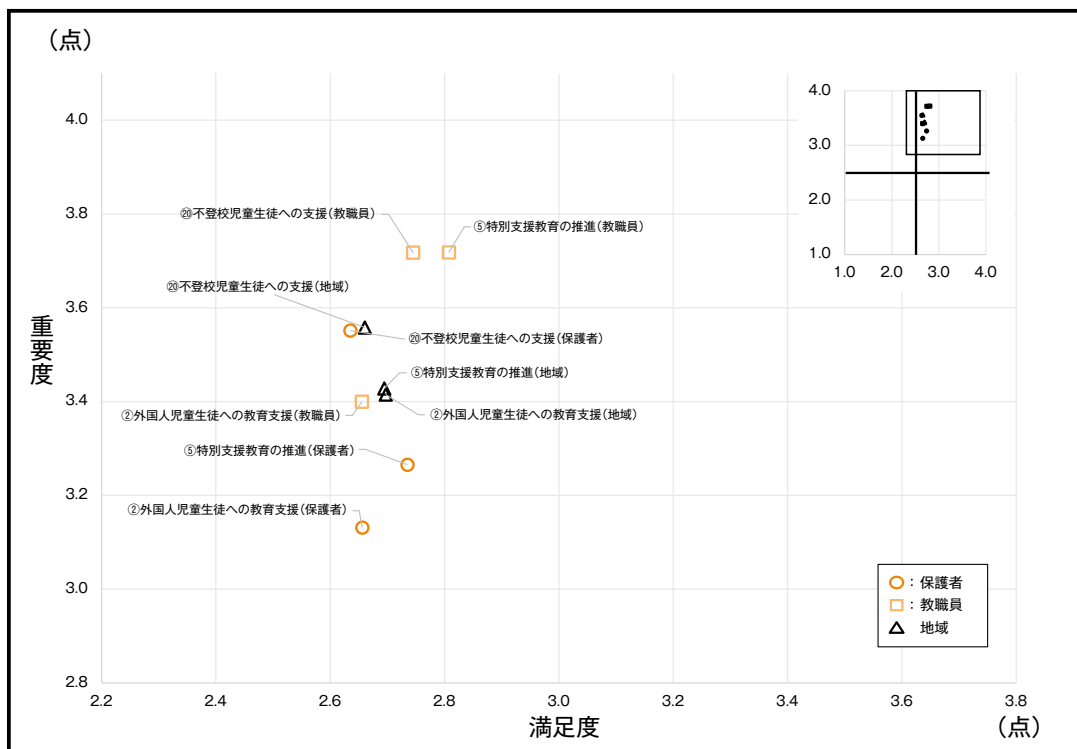
成果指標名		単位	現状値 (H28)	実績値 (R3)	目標値 (R3)
7	学校での授業をよく理解している子どもの割合 *「学校の授業はよく理解できますか」等の質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。【学校評価アンケート】	%	小学生： 88.0% 中学生： 83.0% (平成27年度)	小学生： 90.0% 中学生： 85.8%	小学生： 92.0% 中学生： 85.0%
8	子どもの学習意欲の状況 *「授業の中でわからないことがあったらどうしますか」という質問に対してそのままにしておかず、誰かに尋ねたり自分でしらべたりすると回答をした児童生徒の割合 (%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生： 93.9% 中学生： 89.3%	—	小学生： 95.0% 中学生： 92.0%
	<平成30年度より質問項目変更> 子どもの学習意欲の状況 *児童・生徒は、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む事が出来ていると回答をした学校の割合 (%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙】	%	小学生： 81.8% 中学生： 100.0% (平成30年度)	小学生： 91.0% 中学生： 100.0%	小学生： 90.0% 中学生： 100.0%
9	授業時間以外の子どもの読書状況 *「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか」(教科書・参考書・漫画・雑誌を除く)との質問に、わずかな時間であっても読書すると回答した子どもの割合 (%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生： 68.6% 中学生： 54.0%	小学生： 75.8% 中学生： 58.7%	小学生： 80.0% 中学生： 65.0%
10	ICTを活用した協働学習や課題発見・解決型の学習指導を行った学校の割合 *「コンピュータ等の情報通信技術(パソコン(タブレット端末を含む)、電子黒板、実物投影機、プロジェクター、インターネットなどを指す)を活用して、子ども同士が教え合い学び合うなどの学習(協働学習)や課題発見・解決型の学習指導を行いましたか」という質問に対して「よく行った」と回答している学校の割合 (%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙】	%	小学校： 36.4% 中学校： 66.7%	—	小学校： 50.0% 中学校： 70.0%
	<平成30年度より下記の内容に質問項目変更> ICTを活用した協働学習や課題発見・解決型の学習指導を行った学校の割合 *「児童生徒に対する指導において、前年度に、児童がコンピュータ等のICTを活用する学習活動を1クラス当たりどの程度行いましたか」週1回以上と回答している学校の割合 (%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙】	%	小学校： 63.7% 中学校： 100.0% (平成30年度)	小学校： 100.0% 中学校： 100.0%	小学校： 80.0% 中学校： 100.0%

(2) アンケート調査より

3-1 確かな学力を基礎にした生きる力をはぐくむ教育(全員)



3-2 確かな学力を基礎にした生きる力をはぐくむ教育(支援が必要な児童・生徒)



(3) 成果と課題及び今後の方向性

3- (1) 子どもの学ぶ力づくり	
成果と課題	<p>○亀山市学力向上推進計画に基づいて、全小中学校で共通理解を図りながら取組を進めてきた結果、指標となる国や県の調査において亀山市の平均は、国や県の平均を超えるものが出てきました。</p> <p>○「亀山市学力向上推進計画【第3版】」を策定し、言語活動を重視した主体的・対話的で深い学びのある授業づくりへの取組や学習の基盤となる資質・能力の育成を図るための年間指導計画の作成を促しました。</p> <p>○中学校区ごとの拠点校を中心とした小中連携の体制を整え、中学校区の研究主題を定めて取組を行ってきました。</p> <p>○「全国学力・学習状況調査」において平均正答率が全国平均と比較して、-5ポイント以上差がある問題があります。また、「書く力」「読む・読み取る力」に課題がみられます。</p>
今後の方向性	<p>◇教師が支援の必要な子どもにより重点的な指導を行うこと等で効果的な指導を実現することや、子ども一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行う等の「指導の個別化」が必要です。</p> <p>◇小中系統的な視点を重視した小中連携を推進していく必要があります。</p>
3- (2) すべての子どもの可能性を広げる教育	
成果と課題	<p>○特別支援教育や少人数教育等子どもの実態に合わせたきめ細かな指導が効果的に行えるよう県の少人数教育の推進事業を活用する等し、支援することができました。</p> <p>○全小中学校で、子どもたちを対象に学期1回以上のいじめのアンケートを実施するとともに、必要に応じて教育相談の時間をとることができました。また、各家庭、地域へは、ホームページ等で各校の「いじめ防止基本方針」の周知を図りました。</p> <p>○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、いじめや不登校等の早期発見や未然防止に取り組むことができました。</p>

	<p>○日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、外国人児童生徒相談員（通訳）、外国人児童生徒支援員を配置し、指導や助言を行うとともに、保護者への支援や相談体制を整えることができました。</p> <p>○外国人児童生徒が、入学や転入する時の、きめ細かい支援をする必要があります。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>◇「いじめのない学校づくり」「特別支援教育の推進」「不登校児童生徒への支援」については、特に重要度が高いことから、一人ひとりの子どもたちの思いや願いを受け止めながらきめ細かい支援をし、地域や保護者の理解や協力を得ながら、一体となった取組を推進する必要があります。</p> <p>◇教科としての学びを外国人児童生徒に保障できるよう、拠点校の更なる充実を図ることが大切です。また、学校生活の中で多様な文化や価値観等を学ぶことができる魅力ある教育環境につながることから取組内容について更に発信していく必要があります。</p> <p>◇「特別の教育課程」による日本語指導等、必要な指導・支援を行うことができる日本語指導担当教師等の配置については、義務標準法の規定に基づいた改善を計画的かつ着実に実施するとともに、指導体制の充実を図ることが必要です。</p> <p>◇拠点校方式等の指導体制構築や、来日直後・小学校入学直後等の初期集中支援実施のため、国が実施する補助事業について、地方公共団体において一層有効に活用されるよう、事業内容や実践事例の周知の充実を図る必要があります。</p> <p>◇一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があります。</p>

3-(3) 新しい時代に対応し、未来を拓く教育

<p>成果と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年4月より1人1台端末を導入し、協働的な学びや個別最適な学びが行えるよう環境整備を行うことができました。 ○子どもが本に親しみ、必要な情報を選び、活用することができるよう、図書館活用アドバイザーの助言を受けながら、「かめやましファミリー読書リレー」や「かめやま読書チャレンジ」等の読書活動を推進するための取組を継続して行うことができました。 ○ALTの活用や英語キャンプを通して、ネイティブな発音や違う国の文化にふれさせることで、子どもたちの国際社会への興味関心を高めることができました。外国語活動や外国語科においては、亀山市英語チャレンジや外部試験を行い、4技能を客観的に評価する機会を設けることができました。 ○3・4年生の国語科、5・6年生の外国語科において短時間学習を行う体制を整え、全小学校で実施することができました。 ○短時間学習の時間の確保が難しい現状があります。
<p>今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇GIGAスクール構想により亀山市の教育の情報化推進をより進め、これまでの実践とICTを最適に組み合わせることで学びの質を向上させ、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びや支援を行う必要があります。 ◇発達の段階に応じて、端末の日常的な活用を「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで個別最適な学びと、協働的な学びを展開することが必要です。 ◇小さい頃からの読書習慣を確立することや、市立図書館と連携を進めながら、読書活動を推進するとともに、読書の必要性を更に発信していく必要があります。 ◇「かめやましファミリー読書リレー」や「かめやま読書チャレンジ」の取組を継続していく必要があります。 ◇外国語科における客観的な評価を図り、各校での授業改善につなげられるよう支援していく必要があります。 ◇短時間学習のあり方を検討していく必要があります。

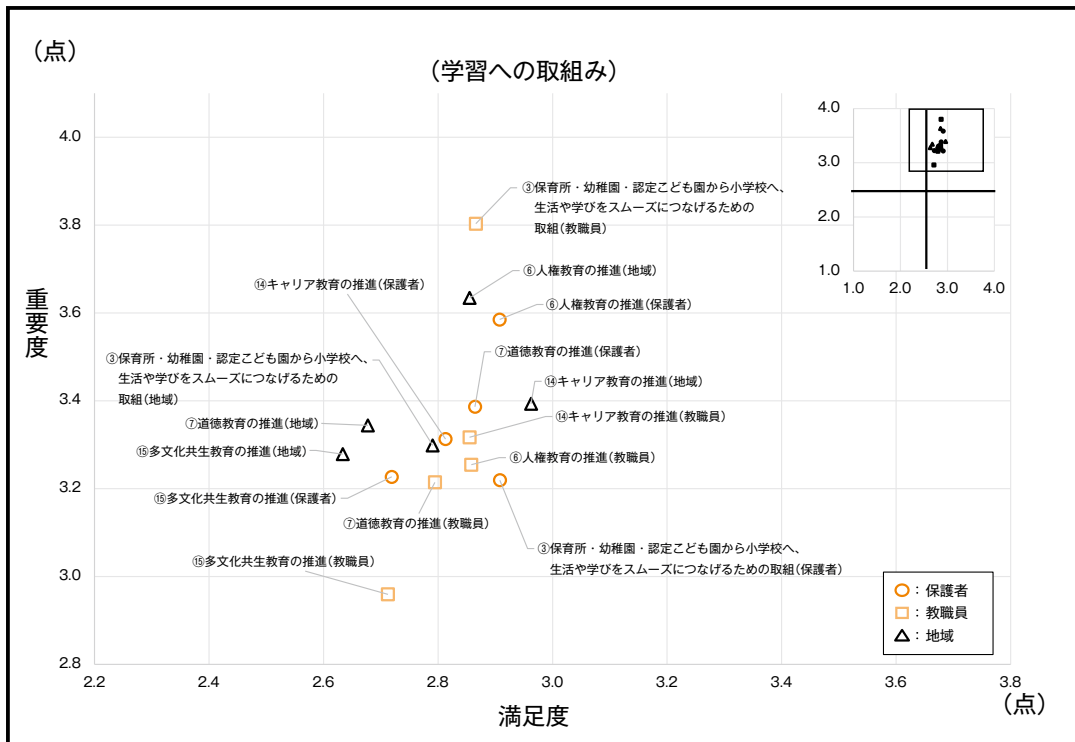
基本目標4 なかまとともに豊かな心と身体をはぐくみ自己肯定感を高める教育

(1) 成果指標の進捗

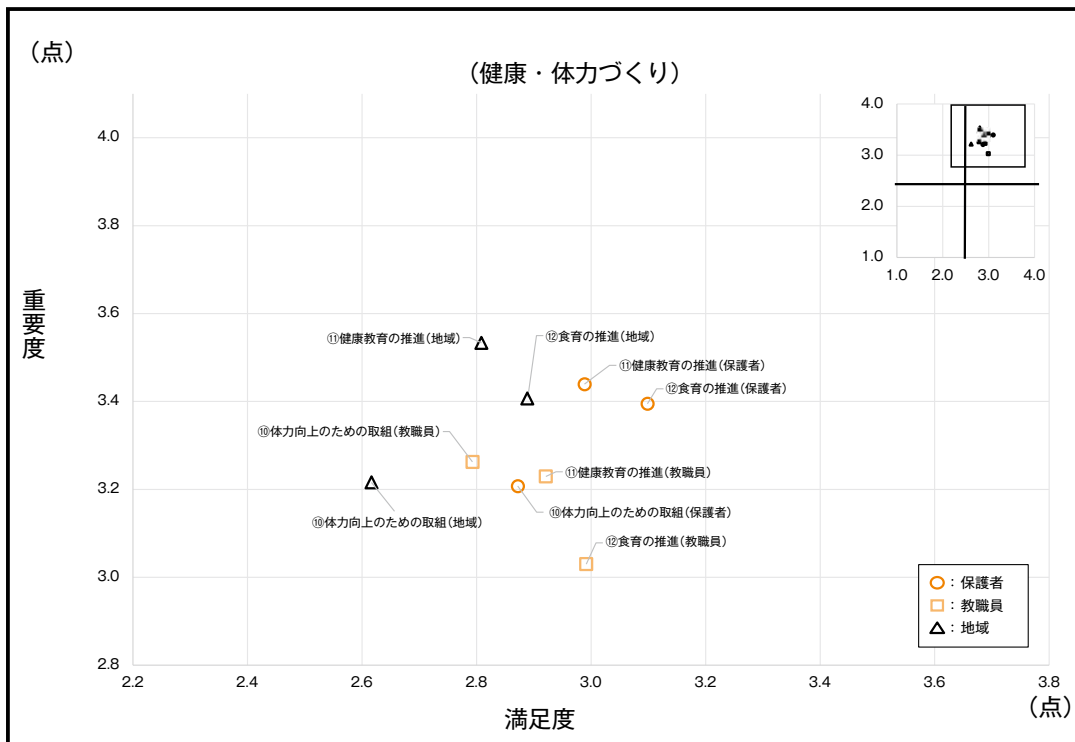
成果指標名		単位	現状値 (H28)	実績値 (R3)	目標値 (R3)
11	子どもの園・学校生活への満足度の状況 *「お子さんは園の生活や遊びを楽しんでいますか」 「学校生活は楽しいですか」などの質問に対して肯定的な回答をした幼児の保護者や、児童生徒の割合(%) 【学校評価アンケート】	%	幼稚園： — 小中学生： 91.0% (平成27年度)	幼稚園： 95.6% 小中学生： 92.8%	幼稚園： 95.0% 小中学生： 92.0%
12	自分にはよいところがあると思う子どもの割合 *「自分には、よいところがある」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生： 74.9% 中学生： 61.5%	小学生： 74.3% 中学生： 80.5%	小学生： 80.0% 中学生： 72.0%
13	将来の夢や目標を持っている子どもの割合 *「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	%	小学生： 81.9% 中学生： 66.4%	小学生： 76.0% 中学生： 69.4% (令和2年度)	小学生： 85.0% 中学生： 70.0%
14	子どもたちの規範意識の状況 *「学校のきまり(規則)を守っていますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】 【亀山市教育委員会「生活に関するアンケート」】	%	小学生： 91.6% 中学生： 94.8%	小学生： 97.3% 中学生： 97.8%	小学生： 93.0% 中学生： 96.0%
15	子どもの日常的な運動習慣を確立する取組の実施状況 *体育の授業以外で、児童生徒全員を対象にした運動習慣を確立する取組(学級遊び、なわとび、マラソンなど)を実施している幼稚園・小学校の割合(%)	%	幼稚園： 100.0% 小学生： 54.5%	幼稚園： 100.0% 小学生： 100.0%	幼稚園： 100.0% 小学生： 100.0%

(2) アンケート調査より

4-1 なかまとともに豊かな心と身体をはぐくみ自己肯定感を高める教育 (学習への取り組み)



4-2 なかまとともに豊かな心と身体をはぐくみ自己肯定感を高める教育 (健康・体力づくり)



(3) 成果と課題及び今後の方向性

4 - (1) 豊かな心をはぐくむ教育	
成果と課題	<p>○各教科や生活科、総合的な学習の時間、特別活動等で体験活動の場を設定する等、命を大切にし、思いやりのある心を育てる取組を進めることができるよう、カリキュラムの編成を促しました。</p> <p>○亀山市人権教育基本方針の周知とともに、それに基づく各種計画の作成と活用を推進させました。また、すべての教職員が確かな人権意識と指導力をもって人権教育を進められるよう研修会を実施することができました。</p> <p>○人権教育の取組において、学校・家庭・地域の連携が十分とはいえない現状があります。</p>
今後の方向性	<p>◇子どもたちの自己肯定感・自己有用感を高め、豊かな心を育むためにも、教育全体の場で進めることが重要です。そのためにも、確かな人権感覚と人権教育に関する指導力を身に付けていく取組の強化が必要です。</p> <p>◇学校だけでなく、家庭・地域と連携した人権教育の取組を強化する必要があります。</p>
4 - (2) 体力・健康づくり	
成果と課題	<p>○体育科・保健体育科等の授業を通して運動に親しみ、運動の楽しさや喜びを味わえる授業づくりを進めるとともに、自分の健康や生活を振り返る学習を計画的に推進させました。</p> <p>○全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施し、分析に基づく元気アップシートに取り組みました。</p> <p>○「1学校(園)1運動プロジェクト」にも取り組み、運動の日常化を進めることができました。</p>
今後の方向性	<p>◇体育科・保健体育科の授業改善や運動の日常化の取組が必要です。</p> <p>◇短時間で効率的・効果的な部活動指導が行われるよう、指導方法の改善を進める必要があります。</p> <p>◇引き続き、「食に関する指導」を各教科等と関連させ、学校教育活動全体で計画的・継続的に取り組むことが必要です。</p> <p>◇健康の大切さを意識し、正しい食生活を身に付けていく取組を進めていく必要があります。</p>

4－（3）遊びや生活を通してはぐくむ就学前教育	
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○「亀山市保幼共通カリキュラム」「亀山市保幼小接続カリキュラム」をもとに、保育教育活動を推進させました。 ○「小学校入学のためのガイドブック」を作成し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図る取組を進めることができました。 ○様々な指導支援を行っていますが、就学時において確実な情報を引き継ぐことに課題があります。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◇就学前教育と小学校教育との円滑な接続・適応や接続期の学びと育ちの連続性・一貫性を図ることの意義や効果を保護者に周知しながら取組を進めることや家庭教育の向上を図る必要があります。 ◇「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等の共通様式の作成や指導支援の充実とともに、「個別の支援ファイル」「にじいろのーと」を積極的に活用し、確実な情報を引き継ぐ体制を構築する必要があります。
4－（4）グローバルな視野を育てる教育	
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な学習の時間や小学校外国語活動において、ALT等と交流する活動を実施することで国際理解や多文化共生の意識を高めることができました。 ○外国の人々や海外居住経験者等との交流を深めたり、外国の生活や文化を知る機会を設けたりする等の様々な学習活動を積極的に取り入れることが十分ではありません。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◇子どもたちが互いの文化の違いを認め合い、協力しながら社会を創っていく力を育むことが必要であることから、「多文化共生教育」の意義や取組の実施状況について検証し、外国の生活や文化を知る機会を設ける必要があります。 ◇外国の人々や海外居住経験者等との交流を深めたり、外国の生活や文化を知る機会を設けたりする等の様々な学習活動を積極的に行います。

4 - (5) 自立し、協働する力を高める教育	
成果と課題	<p>○各種行事、学級活動や児童会生徒会等の自治的活動を通して、社会の中で人々と協働するためのチームワーク、コミュニケーション力の育成を図ることができました。</p> <p>○リーダーシップをもつ子どもが少ない傾向がみられます。</p>
今後の方向性	<p>◇コミュニケーション能力やリーダーシップの力の育成を図る実践交流の場を図り、各校において取組を継続していく必要があります。</p>
4 - (6) 今の自分を見つめ、将来を考える生き方教育	
成果と課題	<p>○地域で学んだり人と出会ったりする体験を通して、将来の生き方や進路について考える機会をもつことができました。</p> <p>○総合的な学習の時間や人権教育、道徳教育等の取組について、学校全体で計画的に行うことが十分ではありません。</p>
今後の方向性	<p>◇子どもたちが地域社会とのかかわりの中で豊かに学び、よりよい地域社会の担い手として成長できるよう、子どもの実態や地域の特色、よさを活かし、地域と連携・協働しながら特色ある学校づくりを図り、「社会に開かれた教育課程」を実現させる必要があります。</p> <p>◇子どもたちが自分を見つめ将来を考えたり社会に参画したりする力を育成するためにも各教科等での指導を含む学校教育全体で、発達段階に応じた計画的な「キャリア教育」を推進していく必要があります。</p>

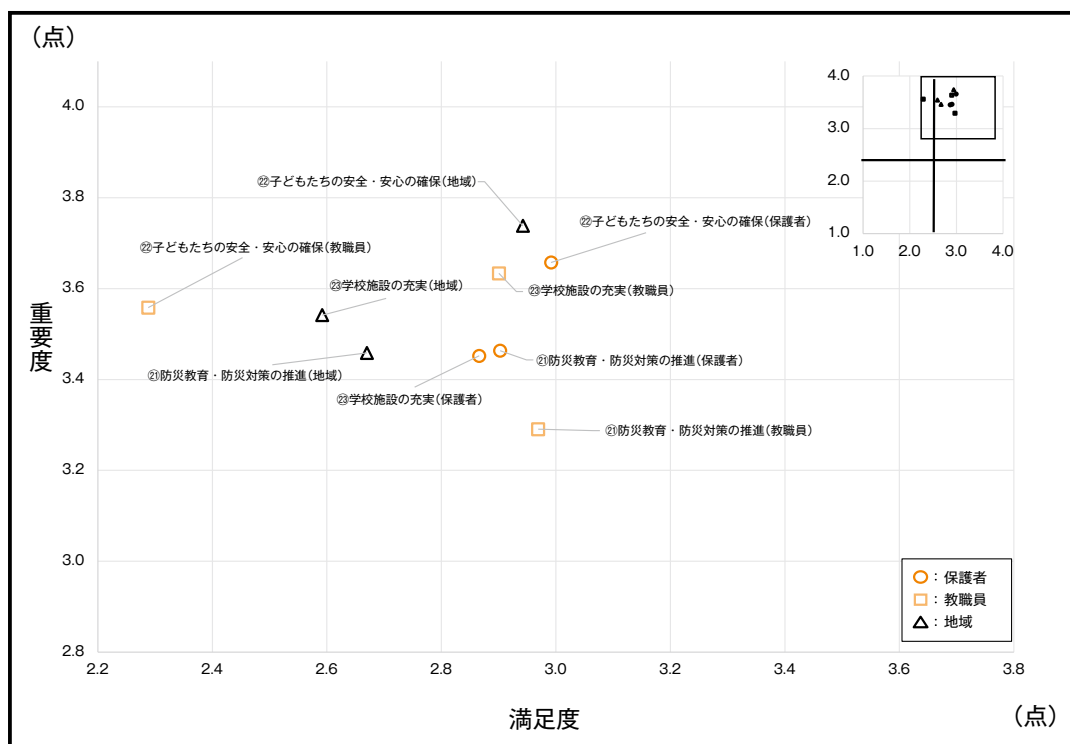
基本目標5 すべての子どもの未来を拓く教育環境の整備

(1) 成果指標の進捗

成果指標名		単位	現状値 (H28)	実績値 (R3)	目標値 (R3)
16	小中学校におけるタブレット端末を含む教育用コンピュータの整備状況 *小中学校に整備された教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数(人)	%	小学校: 6.5人 中学校: 8.4人	小学校: 0.9人に1台 中学校: 0.9人に1台	小学校: 2人 中学校: 3人
17	小中学校普通教室におけるエアコンの整備状況 *市内小中学校の普通教室の中で、空調機(エアコン)が整備されている教室数の割合(%)	%	小学校: 36.2% 中学校: 50.0%	小学校: 100.0% 中学校: 100.0%	小学校: 100.0% 中学校: 100.0%
18	放課後や土曜日、長期休業日等を利用した補充的な学習サポートの実施状況 *放課後や土曜日、長期休業日等を利用した補充的な学習を、年間20回以上実施した学校の割合(%)	%	小学校: - % 中学校: - %	小学校: 100.0% 中学校: 100.0% (令和2年度)	小学校: 100.0% 中学校: 100.0%
19	学校教育へのボランティア等の活用状況 *「ボランティア等による授業サポート(補助)を行いましたか」という質問に対して肯定的な回答をした学校の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙調査】 <令和2、3年度感染症拡大のため比較不可能>	%	小学校: 54.6% 中学校: 33.3%	小学校: 100.0% 中学校: 66.6% (令和元年度)	小学校: 70.0% 中学校: 70.0%

(2) アンケート調査より

5 すべての子どもの未来を拓く教育環境の整備



(3) 成果と課題及び今後の方向性

5 - (1) 学校における教育環境の整備	
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心な教育環境の整備として、市内小中学校のすべての普通教室に空調設備を設置することができました。 ○学習指導や支援・相談に必要な人材（少人数教育推進教員、学習生活相談員、介助員、看護師、ALT、通訳・翻訳員、図書館司書等）の配置を行うことができました。 ○中学校給食のあり方について検討し、教育委員会の方針を示すことができました。 ○学校施設の老朽化等により、快適な学校生活が完全に担保されていない状況にあります。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◇施設設備については、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を適宜見直しながらいって行く必要があり、特別教室等への空調設備の設置等「新しい生活様式」も踏まえ、健やかに学習できる衛生環境の整備やバリアフリー化を図る必要があります。 ◇学習指導や支援・相談に必要な人材を引き続き配置することが必要です。 ◇中学校給食のあり方について、教育委員会の方針に基づいて「第2次亀山市総合計画 後期基本計画」に入れていく必要があります。
5 - (2) 安全や安心を守る体制づくり	
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年総合支援センター補導員によるパトロール等、地域の諸団体と連携しながら子どもの安全を見守るとともに、警察、福祉部局との連携のもと、生徒指導上の問題行動等の対応を行うことができました。 ○防災ノートや防災学習教材を活用し、子どもたちの安全に対する意識や知識・技能の向上を図りました。 ○歩道がない所がある等、通学路の安全確保に課題があります。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◇防災教育、減災教育等、子ども自身が自分の身を守る学習に取り組むとともに、地域と連携した防災体制づくりについて、家庭、学校、地域が話し合い、それぞれの適切な役割分担を考えていく必要があります。

<p>今後の方向性</p>	<p>◇家庭・地域と連携した避難・引き渡し訓練や体験学習を実施したりして、子どもが自らの安全を自ら守ろうとする意識や生活安全に関する知識や技能を育む教育を推進していく必要があります。</p>
<p>5－（3）子どもの学びと育ちを支える体制づくり</p>	
<p>成果と課題</p>	<p>○家庭の経済事情や生活状況に関わらず、すべての子どもたちの教育機会を保障するため、学校・地域・福祉・行政・関連団体等が連携し、「学習教室」を実施することができました。</p> <p>○すべての子どもが虐待やあらゆる形態の差別や暴力を、受けたり放置されたりすることがないように、教育関係者や家庭、地域、関係機関の間で情報共有・連携を図り、充実した体制を作ることができました。</p> <p>○学習支援事業「学習教室」について、参加者が少ない現状があります。</p> <p>○不登校児童生徒や外国人児童生徒への確実な学習保障の取組が不十分です。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>◇家庭の経済事情や生活状況に関わらず、すべての子どもたちの教育機会を保障するため、学校、地域、福祉、行政、関係団体等が連携し、「学習教室」等補充学習の場を提供し、進路指導の充実を図る必要があります。</p> <p>◇不適応・不登校等、学校になじめなかった子どもたちが中学校卒業後も子どもや保護者の様々な悩みや不安に対応するため、関連機関との相談業務の一層の連携強化に努めたりする必要があります。</p>

1・めざす子どもの姿

可能性に挑み 人とつながり
未来を創る「亀山っ子」「可能性に挑み」… 変化を前向きに受け止め、失敗を恐れずに、夢や可能性に挑む子

「Society5.0時代」の到来などの劇的な時代変化があっても、変化を前向きに受け止め、一人ひとりが自分らしく輝くためには、まず自分のよいところや可能性、さらには、短所を含めて自分自身だということを認識することが大切です。また、子どもたち一人ひとりは多様な可能性をもった存在であり、幅広い経験を重ねながら、それぞれが得意分野の能力を伸ばすことが求められています。子どもたち一人ひとりが、自ら学び、鍛え、夢や可能性に挑み続け、最後まで粘り強くやり遂げ、よりよい社会と幸福な人生を自ら作り出していく力が必要です。

「人とつながり」… 積極的に他者と関わり、認め合い、つながる子

自分以外の人にもそれぞれによりどころがあり、多様な人々がいることを理解し、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することにより、みんなが共に認め合い、つながり、支え合えるようになることが求められています。誰もが心豊かに生き生きと活躍し続けられるためには、自ら進んで、様々な人と積極的に関わり、関わりを楽しみ、協働しながら様々な社会的変化に対応し、持続可能な社会の創り手となる力が必要です。

「未来を創る」… 先端技術を駆使しながら感性を働かせ、亀山の豊かな自然や歴史文化を誇りに思う子

予測困難な時代であっても豊かな人生を送るためには、自ら進んで関わり、広く想像し深く思考して主体的に行動するとともに、地域や社会と積極的に関わりながら資質・能力を身に付けることが求められています。そして、人間ならではの感性を働かせ、1人1台端末や電子的な教材等の先端技術を駆使しながら、地域や社会、世界に向き合い関わり合う中で、豊かな自然や歴史文化に触れ、さまざまなものに感動する心をもつとともに、ふるさと「亀山」を誇りに思えることが必要です。

2・教育スローガン

「スローガン」とは、理念や目的を簡潔に覚えやすくしたものです。誰もがわかりやすく、親しみやすいように、そしてみんなが前向きにアクティブになれるようにスローガンにしました。

亀山っ子一人ひとりの可能性を引き出そう！ ～「チーム亀山」でふるさとから世界へ～

本市の教育がめざす子どもの姿の実現に向けては、これまで取り組んできた教育を大切にしながら、次の2つを基本姿勢として、次章に掲げる教育施策を展開していきます。

本市は、固有の歴史や文化と四季折々の豊かな自然に恵まれたまちです。先人たちが知恵と工夫をかさね、この地を切り拓き、歴史や文化、豊かな自然が連綿と受け継がれてきました。

『「亀山っ子」市民宣言』のもと、学校・家庭・地域・行政等とそれぞれ立場や役割がちがっても、「亀山っ子」を育むという同じ目標に向かって、自覚し、行動する「チーム亀山」として、つながり、力を合わせていかなければなりません。

グローバル社会において、世界の誰とでもつながり、どこででも自分らしく生きることができるとを大切にします。

幼児期から、生涯にわたる学びを意識し、学校・家庭・地域住民や行政等といった、「亀山っ子」に関わるすべての大人が一丸となって「チーム亀山」として複雑化・多様化している教育課題に取り組み、子どもたちに寄り添い、連続性をもたせながら、本市教育の推進に取り組みます。

基本姿勢1

誰一人取り残さず 誰もが自分らしく生きる

家庭の経済状況や障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての子どもたちが「亀山で学んでよかった」「亀山でもっと学びたい」と思い、自分らしくいられるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を推進します。そのために、学校教育に関わる者は、こうした意識に立って、情熱と誇りをもち、子どもたちに関わり続けます。

基本姿勢2

豊かな地域資源とつながり 共に歩む

子どもたちが、積極的に「ひと」「もの」「こと」とかかわる、つながることができる機会をつくり、協働しながら困難な課題を乗り越えていけるよう、子どもたちの今を支え、未来を創り、豊かなものにします。そのために、学校教育に関わる者は、積極的に子どもたちが地域資源とつながるような教育活動を展開します。

3・施策体系

基本施策Ⅰ

夢や可能性に挑むための「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

- 施策① 学力の向上
- 施策② 人権・道徳教育の推進
- 施策③ 読書活動・文化芸術活動の推進
- 施策④ 健やかな身体の育成
- 施策⑤ 就学前教育の充実

基本施策Ⅱ

新しい時代を生き抜く力の育成

- 施策① 主体的に社会を形成する力の育成
- 施策② グローバル社会に活躍できる力の育成
- 施策③ 情報社会で活躍できる力の育成

基本施策Ⅲ

一人ひとりの学びを支える教育の推進

- 施策① 特別支援教育の推進
- 施策② 外国人児童生徒教育の推進
- 施策③ 不登校児童生徒への支援

基本施策Ⅳ

子どもの未来を拓く学びの場づくり

- 施策① 学びのセーフティーネットの充実
- 施策② 子どもたちの安心・安全の確保
- 施策③ 防災教育・防災対策の充実
- 施策④ 学校教育環境の充実

基本施策Ⅴ

学びを支えるあたたかさあふれる学校づくり

- 施策① 学校力・教師力の向上
- 施策② 教職員の働き方改革の推進
- 施策③ 学校運営協議会を核とした地域との協働
- 施策④ 家庭教育力の向上
- 施策⑤ 「亀山」の自然と歴史文化を活用した教育の推進

各シートの見方

「第3章 亀山市の学校教育の施策」については、以下のとおり記載しています。

基本施策Ⅰ

夢や可能性に挑むための「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

基本施策のめざす姿

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやり等の「豊かな心」、心身の健康や体力等の「健やかな身体」を育み、自分のよさや可能性を認識し、失敗を恐れずに夢や可能性に挑むために必要な力を身につけています。

基本的な考え方

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」は人格形成の基礎になるものとして、引き続き、その育成に注力して取り組んでいくことが必要です。

これらの3つは、学校・家庭・地域が連携して、一体的・調和的・系統的に育むことが

→ ◎基本施策：本市教育における「めざす子どもの姿」を具現化するための基本施策を定め、【基本施策のめざす姿】と【基本的な考え方】を記載しています。

施策Ⅰ－① 学力の向上

① 学習の基盤となる資質・能力の育成

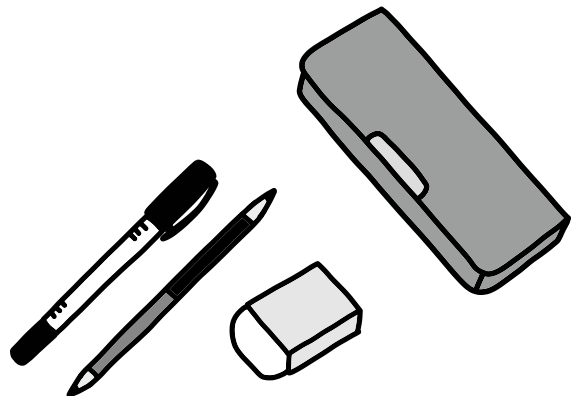
- 子どもたちが社会生活の中で必要とされる「生きてはたらく知識・技能」を身につけられるよう、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させるとともに、それらを相互に関連づけたり、様々な教科・領域で活用したりするカリキュラム・マネジメント（教育課程の編成・実施・評価・改善）の取組を推進します。
- 子どもたちが予測困難な時代において必要となる「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」を身につけられるよう、自ら課題を見つけ、その解決に向けて主体的・能動的に学習を進める授業づくりと学習評価の充実を推進します。

→ ◎取組内容：施策で実施する取組を記載しています。

数値目標

	指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
I-①	「全国学力・学習状況調査」において各教科すべての問題の平均正答率が全国平均と比較して、-5ポイント以内となっている問題の割合 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	小学校 93% 中学校 70%	小学校 100% 中学校 80%
I-②	人権に関する授業を保護者等に公開している学校の数 【三重県教育委員会調べ】	小学校 4校 中学校 1校	小学校 11校 中学校 3校

◎数値目標：「チーム亀山」でめざす施策の学校や市教育委員会等の活動内容をあらかず指標を記載しています。



基本施策Ⅰ



夢や可能性に挑むための「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

基本施策のめざす姿

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやり等の「豊かな心」、心身の健康や体力等の「健やかな身体」を育み、自分のよさや可能性を認識し、失敗を恐れずに夢や可能性に挑むために必要な力を身につけています。

基本的な考え方

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」は人格形成の基礎になるものとして、引き続き、その育成に注力して取り組んでいくことが必要です。

これらの3つは、学校・家庭・地域が連携して、一体的・調和的・系統的に育むことが大切であり、こうした中において子どもたちは自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感や自己有用感を高め、自信をもって成長していけるものと考えます。

本市では、日々の授業や学校生活の様々な場面において直面する課題を解決すること、探究的な学習や体験活動等を通じて、夢や可能性に挑むために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」を身につけ、「学びに向かう力・人間性等」を高め、他者と協働しながら主体的に探究していく学びの充実を図ります。そして、生命を大切にする心や他者を思いやる心、自分と他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけることができるための取組を行います。

また、想像力や思考力を高め豊かな感性を育む読書の取組や、感性や情操を磨き豊かな人間性を身につけるための文化芸術に親しむ取組を推進します。

さらに、就学前教育、小学校教育、中学校教育という学びの連続性を意識した教育活動を各発達段階に応じて展開します。

基本施策Ⅰを構成する施策

- ① 学力の向上
- ② 人権・道徳教育の推進
- ③ 読書活動・文化芸術活動の推進
- ④ 健やかな身体の育成
- ⑤ 就学前教育の充実

施策Ⅰ－① 学力の向上

① 学習の基盤となる資質・能力の育成

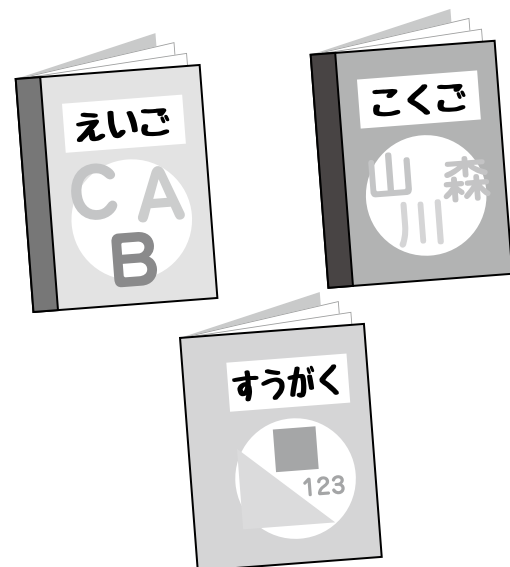
- 子どもたちが社会生活の中で必要とされる「生きてはたらく知識・技能」を身につけられるよう、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させるとともに、それらを相互に関連づけたり、様々な教科・領域で活用したりするカリキュラム・マネジメント（教育課程の編成・実施・評価・改善）の取組を推進します。
- 子どもたちが予測困難な時代において必要となる「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」を身につけられるよう、自ら課題を見つけ、その解決に向けて主体的・能動的に学習を進める授業づくりと学習評価の充実を推進します。
- 子どもたちが、自分の学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を高められるよう、豊かな体験活動の中で多様な人々とかかわる機会を充実し、人々と協働するためのコミュニケーション能力の育成を図ります。
- 教科横断的な視点から教育課程を編成し、各小中学校の多様な活動の中で言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の3つの資質・能力の育成を図ることができるよう、年間計画の作成を推進します。

② アクティブ・ラーニングを視点とした指導方法の充実

- 「亀山市学力向上推進計画」に基づき、子どもたちが学習の見通しを立て、学習したことを振り返る活動、協働や対話を通じて考えを広げ深める活動、知識を相互に関連づけてより深く理解し、課題を見だし解決策を考える過程を計画的に取り入れる等、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進します。
- 「亀山市家庭学習の手引き」を発信し、家庭学習の意義や取り組み方等について学校と家庭が共に考える機会を通じて周知し、主体的に学習に取り組む習慣と規則正しい生活習慣の定着を図ります。
- 中学校区ごとの拠点校を中心とした小中連携の体制を整え、中学校区の研究主題を定め、授業を参観し合う等、小学校と中学校の系統的な視点を重視した小中連携を推進します。
- 質の高い授業づくりや系統的な学びが図れるよう、小学校高学年における「教科担任制」を学校の規模や実情に応じて推進します。
- 各教科等の学習において1人1台端末や電子的な教材等を活用し、多様なICTと関連付けてアナログとデジタルを適切に組み合わせ、授業や指導計画の充実を図ります。

③ 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

- 学習内容の習熟の程度に応じた学習を少人数指導で行ったり、少人数授業やチームティーチングを行ったりして、子どもたち一人ひとりの能力や適性に応じた学びの質的向上を図ります。
- 学習支援の必要な子どもに、より重点的な指導を行う等、きめ細かな指導を行うことや、子ども一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材、学習時間等の柔軟な提供・設定を行う「指導の個別化」を推進します。
- 「全国学力・学習状況調査」「みえスタディ・チェック」等の活用を通じて、一人ひとりの学習における課題を把握し理解と定着を図るために、子どもにつまずきに応じたワークシート等の取組を推進します。



施策Ⅰ－② 人権・道徳教育の推進

① 人権教育の推進

- 教育活動全体を通じて子どもの生活背景を捉え、差別の現実から出発した人権教育を総合的・系統的に進めるため、保幼認・小・中を通じた人権教育推進計画や人権教育カリキュラムの活用と改善を推進します。
- 差別解消に関する法令等の趣旨を踏まえつつ、子どもたちが部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性及び様々な人権に関わる問題について理解を深め、あらゆる差別を許さないという意味を持って主体的に行動できるよう、人権学習指導資料等を活用した学習を推進します。
- すべての教職員が確かな人権感覚と指導力を持って人権教育を進められるよう、個別的人権問題に関する基本的な知識や人権学習指導資料等の活用に関する研修を実施するとともに、子どもの実態等の情報交換や効果的な指導についての交流を行う場を設定します。
- 学校・家庭・地域社会が一体となって人権教育を推進するために、亀山市人権教育推進協議会と連携した取組を進めるとともに、各校の実態に応じた効果的な人権学習が実施されるよう中学校区ネットワーク協議会の活性化を推進します。
- 「ヒューマンフェスタ in 亀山」実行委員会に参画する等、市の人権施策関係課と連携して家庭・地域・企業等に向けた啓発活動に取り組み、人権尊重のまちづくりを進めます。

② 道徳教育の推進

- 教員一人ひとりの指導力を高め、子どもたちが、道徳的な課題について、多様な考えを導き出すことができるよう、「考え、議論する」授業づくりを推進します。
- あいさつ、礼儀、思いやりの心や正義感、生命の大切さや人とのかかわり方、自己の生き方、基本的生活習慣等、社会生活を送る上で必要な態度を育む取組を推進します。
- 「特別の教科道徳」の時間をはじめ、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等、教育活動全体の場において発達段階に応じた適切な指導計画の作成、教材の活用、教科書を主たる教材とした道徳の授業における指導方法の工夫改善を推進します。
- 各学校が、家庭や地域との共通理解を深め、連携を図りながら道徳教育を実施できるよう、道徳の授業参観、保護者・地域の協力を得て行う体験活動等を推進します。

③ 生命を大切にする教育の充実

- 一人ひとりの自尊感情を高め、自他の生命がかげがえのないものであることを実感するため、「生命尊重に関わる学習」を各校の「特別の教科道徳」の時間や特別活動等のカリキュラムに位置付けます。
- 子どもの発達段階に応じて、他者とともによりよく生きようとする意識や生命を大切にする心を育むため、「特別の教科道徳」の時間を要として各教科等の授業のほか、ボランティア活動や地域での体験的な学習等の取組を推進します。
- 異学年・異校種の交流や保育体験学習、高齢者施設の訪問・交流等の福祉体験活動を通して、幼児や高齢者との直接的なかかわり合いの機会を設定し、自他の生命を尊重する態度を育てます。



施策Ⅰ－③ 読書活動・文化芸術活動の推進

1 学校における読書活動の推進

- 子どもたちが読書を楽しむことを通じて感性を磨き、思考力・判断力・表現力等を高めるとともに、豊かな人間性を身につけて成長できるよう、学校図書館活用アドバイザーや学校司書、図書館ボランティア等が連携し、「学校図書館まつり」や読み聞かせ、朝の読書や「かめやま読書チャレンジ」等、子どもが本に触れ、読書に親しむ多様な取組を推進します。
- 子どもたちの読書に対する興味や関心を育み、主体的な読書習慣を確立するため、学校図書館の読書センターとしての機能に加え、情報センター・学習センターとしての機能を充実します。
- 子どもたちの読書環境の整備・充実のため、各校の学校図書館図書標準の達成を継続するとともに、適切な図書の更新を図ります。
- 情報活用能力育成につながる授業づくりの指導・助言を行うため、全小中学校に学校図書館活用アドバイザーを派遣するとともに、学校司書の配置の推進を図ります。
- 市立図書館と連携して、図書館情報システムを活用した読書活動や学習に必要な図書の団体貸出、相互貸借の取組、年齢、学年、学習指導要領に沿った図書ユニット、調べ学習における図書館利用講座やパスファインダーを活用した読書活動を推進します。

2 家庭における読書活動の推進

- 子どもたちの読書習慣づくりに向け、「かめやましファミリー読書リレー」の継続的な取組や「家庭読書（家読（うちどく）」、「かめやまお茶の間10選（実践）」強化週間等の機会を利用した読書啓発の取組を推進します。
- 市立図書館と連携しながら、各園で読書ボランティアによるおはなし会の開催や、年齢に応じた本の選び方等を紹介する機会を設けたり、通信「図書館の本棚から」等の市立図書館からのおすすめ本の紹介案内を配布したりすることを通して、小さい頃から読書習慣を確立することの大切さや、読書の必要性を保護者に発信します。

3 文化芸術活動の推進

- 子どもたちの豊かな感性や情操を育み、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養うために、国・県事業等を活用し、芸術家を派遣する等、本物の文化芸術にふれる機会を提供します。
- 亀山市文化会館をはじめとする施設、地域や地域団体と連携し、子どもたちを対象としたアウトリーチ活動等の文化芸術を身近に感じる機会を提供するとともに、音楽や文学等の文化芸術を学ぶ機会を充実させます。
- 亀山市子どもたち美術展や亀山市書初め展、亀山市小中学校音楽会等、子どもたちの芸術活動の発表の場を充実させます。



施策Ⅰ－④ 健やかな身体の育成

1 体力の向上と学校スポーツの充実

- 子どもたちが運動の楽しさや喜びを味わい、発達段階に応じた体力や技能が養われるよう、体育・保健体育授業の工夫・改善による魅力ある授業づくりを推進します。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」「三重県子どもたちの体力・運動能力調査」の活用により、子どもの体力・運動能力等の実態把握・分析を基に「元気アップシート」を作成し、自分自身の生活を振り返ることや挑戦したい運動を選択することを通して、子どもたちの興味関心に合わせた運動習慣が身につくよう支援します。
- 子どもたちが幼児期から身体を動かし、自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけられるよう、「1学校（園）1運動プロジェクト」を推進します。また、子どもたちの体力・運動能力の向上や教職員の指導技術向上を図るため、専門的指導力を有する外部指導者を派遣します。
- 亀山市部活動ガイドラインに基づいた適切な部活動運営と効果的な指導が行われるよう、学校部活動運営方針の見直し、改善を推進します。
- 運動部活動における専門的な指導を充実するために、運動部活動支援員の効果的な配置を継続します。また、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、部活動指導における地域人材の活用を進め、休日の部活動の段階的な地域移行を含む持続可能な部活動のあり方について研究します。

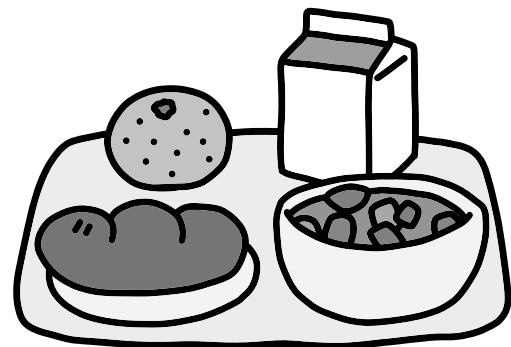
2 健康教育の推進

- 望ましい生活習慣の確立等、子どもたちの健康課題に適切に対応し解決するため、各教科、特別活動等、学校の教育活動全体で健康教育を推進します。また、学校保健委員会が学校保健活動の中心となり、学校、家庭、地域や関係機関と連携した保健活動を進められるように、その活性化を図ります。
- おし歯予防や喫煙・飲酒・薬物使用の防止、アレルギーや感染症対策等、子どもたちの健康課題の解決に向けて、養護教諭の専門的な知識・技能等を活用した保健教育を推進します。
- 子どもたちが命の大切さや性に関する正しい知識を身につけ、行動できるよう保健体育等の教科や学級活動等の特別活動における性に関する指導や、関係機関と連携した保育実習等を進めます。

- 子どもたちが、がんについて学び、正しく理解し、自他の健康と命の大切さについて考える、がん教育の充実に取り組みます。

3 食育の推進

- 子どもたちが栄養や食事のとり方、食料の大切さ等について、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力等を身につけることができるよう、栄養教諭を中心に、教育活動全体で計画的・継続的に食育に取り組みます。
- 子どもたちが生涯を通じて心身ともに健康な生活を送れるよう、「あさごはんバランスシート」「家庭で楽しい食育レシピ」の活用や「食育だより」の定期的な発行等による食に関する家庭への啓発を進めます。
- 子どもたちが地域の自然や食文化への興味関心を高められるよう、地元の食材を生かした郷土色豊かな「かめやまっ子給食」を積極的に取り入れる等、学校給食の地産地消の取組を推進します。
- 食物アレルギーをもつ児童に対応するため、栄養教諭又は管理栄養士が保護者と面談を行い、食材を確認しながら児童に合った献立を策定する等、食事の提供にきめ細かな配慮を行います。



施策Ⅰ－⑤ 就学前教育の充実

1 教育・保育活動の充実

- 子どもたちが、遊びや生活を通して多様な体験活動が行える環境構成に取り組み、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つの力を一体的に育む教育活動を推進します。
- 子どもたちが日常的に身体を動かす楽しさを味わい、習慣として身につけられるよう、幼稚園・認定こども園・保育所（以下「幼稚園等」という）で多様な動きが経験できる遊びや、家庭での外遊びを推進します。
- 子どもたちが主体的な活動や協同的な遊びの中で豊かに育ち、様々な力を身につけられるよう、市内すべての幼稚園等において「亀山市保幼認共通カリキュラム」の活用・実践に取り組みます。
- 子どもたちが、小学校教育での学びにつながる言語能力を獲得できるよう、絵本や物語等に親しむことや、言葉による表現や伝え合う経験、音楽活動、製作活動等を通して、表現する楽しみや喜びを味わい、意欲が高まる教育・保育を推進します。
- すべての子どもたちの特性や個性が活かされ、力が伸ばせるよう、必要に応じて「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等に基づいたきめ細かな支援を行うとともに、障がい・疾患等の有無にかかわらず、すべての子どもが可能な限り同じ場でともに生活し、遊び、学ぶ、インクルーシブ教育（保育）システムの実現をめざします。

2 幼児教育・保育を担う人材の資質向上

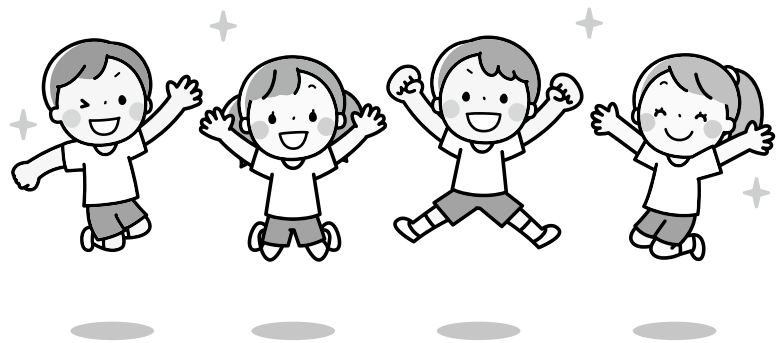
- 幼稚園等と小学校における指導について理解を深め、指導に活かせるよう、幼児教育アドバイザー等の講師を招聘し、幼児教育研修会を行います。
- 教職員等が特別支援教育、アレルギー対応等の研修会に参加し、家庭や相談機関、医療機関、福祉施設と連携しながら障がい・疾病等への理解を深め、個々の特性に応じた効果的な支援方法の工夫改善を推進します。
- 指導主事と教職員指導員が幼稚園等の各施設で研修や巡回指導を行い、指導内容や指導方法等の支援を行います。

3 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進

- 就学前教育から小学校教育への接続を円滑に行い、学びと育ちの連続性・一貫性が図れるよう、「亀山市保幼認小接続カリキュラム」を改定し、すべての幼稚園等と小学校において、さらなる活用・実践を推進します。
- 幼稚園等と小学校がそれぞれの段階における役割を確認し、教育への理解を深めるために、相互の保育・授業を参観したり、小学校ブロックごとに子ども同士、教職員同士の交流活動を実施したりする等、保幼認小の連携を推進します。

4 家庭や地域との連携

- 子どもたちが、地域の豊かな自然や様々な人とかかわりながら、生命の大切さ、自然に感動する心や感情、人への信頼感や一緒に活動する楽しさ等を身につけるよう、身近な公園・野原・里山等での自然体験や、高齢者や未就園児、地域の小学校、中学校、高等学校や大学等との連携・交流を推進します。
- 子どもたちが幼児期から望ましい生活習慣を確立し、豊かな心をもって生活できるよう、就学前の家庭教育の重要性について園だより等で家庭へ呼びかけます。



数値目標

	指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
I-①	<p>「全国学力・学習状況調査」において各教科すべての問題の平均正答率が全国平均と比較して、-5ポイント以内となっている問題の割合</p> <p>【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】</p>	小学校 93% 中学校 70%	小学校 100% 中学校 80%
I-②	<p>人権に関する授業を保護者等に公開している学校の数</p> <p>【三重県教育委員会調べ】</p>	小学校 4校 中学校 1校	小学校 11校 中学校 3校
I-③	<p>授業時間以外に読書をする子どもたちの割合</p> <p>*「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書しますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した小中学生の割合【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】</p>	小学校 59% 中学校 45%	小学校 64% 中学校 50%
I-④	<p>体力テストの総合評価A・B・Cの子どもたちの割合</p> <p>*「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が、「A」「B」「C」「D」「E」の5段階のうち上位3段階である「A」「B」「C」小中学生の割合【スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」】</p>	小学校 65% 中学校 78% (令和元年度)	小学校 68% 中学校 80%
I-⑤	<p>子どもの園への満足度の状況</p> <p>*「お子さんは園の生活や遊びを楽しんでいると言っていますか」の質問に対して肯定的な回答をした幼児の保護者の割合(%)【園評価アンケート】</p>	園 95%	園 97%

基本施策Ⅱ



新しい時代を生き抜く力の育成

基本施策の
めざす姿

子どもたちが、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても、変化を前向きに受け止め、社会の一員としての自覚と責任をもち、自らの感性や創造性を発揮して、たくましく生き抜く力や協働しながら豊かな未来を創っていく力を身につけています。

基本的な考え方

変化が激しく予測困難時代であっても豊かな人生を送るためには、さまざまな変化に自ら進んで関わり、広く想像し深く思考して主体的に行動するとともに他者と協働し、地域や社会と積極的に関わりながら困難な課題に挑戦することができる力が求められています。

本市では、子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら学び、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育むために、学習と社会のつながりを意識した教育の推進を図ります。

また、子どもたちが、グローバルな視野と志をもち、年齢・国籍等が多様な人とのコミュニケーション・協力を通じて、異なる文化を理解し、語学力やコミュニケーション能力等を高め、将来、世界にあっても、地域にあっても、活躍できる力を育むための取組を推進します。

さらに、国が提唱する「GIGA スクール構想」の実現に向けた取組や接続可能な開発のための教育（ESD）等新しい時代の教育を取り入れ、一人一台端末や電子的な教材等の先端技術を積極的に活用しながら、人間ならではの考え方で実社会の課題等の解決をめざし、新たな価値を創造できる資質・能力を育成します。

基本施策Ⅱを構成する施策

- ①主体的に社会を形成する力の育成
- ②グローバル社会に活躍できる力の育成
- ③情報社会で活躍できる力の育成

施策Ⅱ－① 主体的に社会を形成する力の育成

① 社会の形成者としての自覚と責任を持ち、自ら行動する力の育成

- 発達段階に応じた一貫性のある主権者教育を推進できるよう、小中学校においては、社会科を中心に、子どもたちが地域や社会にある課題や国・県・市の政治の働きについて関心を持ち、多角的に考えたり話し合ったりする授業づくりを推進します。
- 市の関係部局と連携し、議会や選挙の仕組みについて、学ぶ機会をつくります。
- 税務署等と連携し、税のしくみや財政について学ぶ等、主権者としての意識を高める取り組みを推進します。
- 小中学校においては、社会科と家庭科を中心に、個人や企業の経済活動における役割や責任、買い物や売買契約の基礎と仕組み、計画的な金銭管理の必要性等、自立した消費者としての役割や責任ある消費行動について学習を推進します。
- 消費生活に関する正しい知識の習得及び倫理的消費（エシカル消費）等持続可能な消費行動についての理解の促進に向け、子どもたちの発達段階に応じた消費者教育を推進します。

② 環境学習の充実

- 子どもたちが日常生活の中で身近な地域の自然に親しみ、興味・関心をもつとともに、自然を愛し守り育てようとする気持ちをもつことができるよう、各教科や総合的な学習の時間において、各校・各園、地域の実態に応じた体験活動を推進します。
- 子どもたちが自ら考え、主体的に環境保全活動を行うために、「亀山市学校環境月間」を設定します。
- 自然環境保全、食品ロス等の環境問題や、ごみの減量化、リサイクル等に関する教育について、子どもたちが自らのこととして課題を理解し、主体的に学び、考え、行動する活動に取り組みます。

③ 発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進

- キャリア教育が学校の教育活動全体を通じて行われるよう、学校のキャリア教育に関わる計画を継続的に見直し、子どもたちに社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成します。
- 子どもたちが、学習の見通しを立て、新たな学習への意欲を高めたり、将来のあり方や生き方を考えたりすることができるよう、学校で学んだことや体験したことを振り返り、記録する「キャリア・パスポート」を活用した系統的な学習を進めます。
- 子どもたちが将来の生き方や社会とのかかわりについて考えることができるよう、地域で働く様々な職種の方から話を聞く機会やボランティア活動等の体験的な活動を推進します。また、地域資源・地域人材の積極的な活用による、ふるさと教育・起業体験教育を推進します。
- 子どもたちが将来の生き方や卒業後の進路に対して見通しを持って学ぶことができるよう、中高連携推進委員会を通じて、高等学校の生徒との交流や、高等学校の教職員・生徒による出前授業等の校種を越えた学びの機会を継続します。



施策Ⅱ－② グローバル社会に活躍できる力の育成

① 多文化共生教育の推進

- 子どもたちが国際的な視野を広げ、異なる文化に触れる機会を多くもち、将来につながっていきけるよう、外国語指導助手（ALT）や地域に在住する外国人との交流を促します。
- 各教科における学習や外国人との交流を通じて、自国の伝統・文化への理解を深めるとともに、互いの国・地域の食文化や伝統行事等を学習し、多様性を受け止められる子どもたちの育成を図ります。

② 英語教育の推進

- 子どもたちが「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」の4技能をバランスよく統合させた英語コミュニケーション力を高める授業を推進します。
- 小・中学校において、外部試験を活用し、一人ひとりの英語運用能力を把握するとともに、教職員の授業改善、指導力向上を推進します。
- 子どもたちが英語に親しみ、英語に触れる機会をより多く創出するため、外国語指導助手（ALT）を配置し、コミュニケーション活動の充実を図ります。
- 子どもたちが英語や外国の文化に興味・関心をもち、学習した英語を活用し自己表現する場面を設定した授業や活動を推進します。

施策Ⅱ－③ 情報社会で活躍できる力の育成

① 新しい時代に対応し、未来を拓く教育の推進

- GIGA スクール構想により亀山市の教育の情報化をより進め、これまでの実践と ICT を最適に組み合わせることで、学びの質を向上させていくことや、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの支援を行います。
- 子どもたちの発達段階に応じて、ICT 機器の日常的な活用をすることにより、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「調べる・まとめる・考える・話し合う」活動を行います。
- オンライン授業を活用することによって、それぞれの環境だけでは得られない、より多くの意見や考えに触れる多様な学習の機会を設けます。
- 子どもたちが社会の情報化に主体的かつ柔軟に対応できるようにするため、教員の ICT 活用能力の向上を図ります。

② 1人1台端末の積極的な活用

- GIGA スクール構想について家庭の協力を得ながら着実に推進を図るとともに、1人1台端末の利用にあたっては、「亀山市版 ICT 運用ガイドブック」の周知と定期的な更新を行います。
- 1人1台端末の家庭への持ち帰りのルールを周知し、学年の実態に応じて家庭での活用を推進します。
- ICT を活用した学びを充実するために情報通信技術支援員等の人材を確保するとともに、教師と情報通信技術支援員が連携した授業や、遠隔によるサポートも含めた積極的な活用を行っていきます。
- 学習者用デジタル教科書やデジタル教材の使用について国の動向を踏まえ、普及促進を図っていきます。

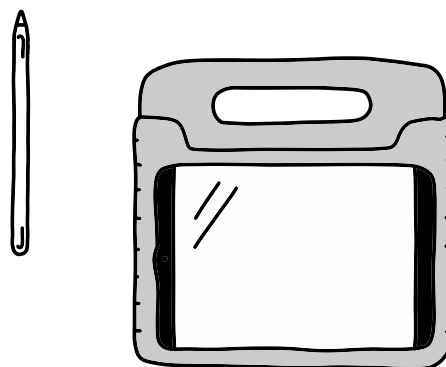
3 情報活用能力の育成とプログラミング教育の推進

- 子どもたちがプログラミングの体験を通して論理的思考力を身につけられるよう、プログラミング教育に関する教職員研修の実施や先進事例等の情報提供、学校におけるプログラミング教育の充実に努めます。
- 各教科等におけるさまざまな学習活動を通して、人々の生活を便利で豊かなものにしていくプログラミングの働きやよさについて気づきを促すとともに、コンピュータ等を用いて情報を取得し、整理・比較して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたりする力や情報手段を適切に活用する力を育成します。
- 情報セキュリティを含む情報モラル教育を一層推進するとともに、SNSをはじめとしたインターネットの適切な利用及びフィルタリングの普及促進のための広報啓発活動や非行防止教室等の取組を推進します。
- ICT活用能力各学年等系統表（亀山市版）をもとに、各教科等の授業において、子どもたちが計画的にICTを活用することにより、今後の社会で求められるICT活用能力の育成を図ります。
- インターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性についての保護者の理解を深めるため、インターネットでのトラブル等に関する資料や情報を提供し、保護者や地域住民への情報モラルに関する啓発活動を推進します。

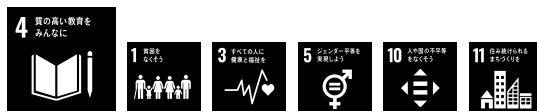


数値目標

	指 標	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和8年度)	
Ⅱ-①	将来の夢や目標をもっている子どもたちの割合 * 「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした小中学生の割合【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	小学校	75%	小学校	80%
		中学校	71%	中学校	75%
Ⅱ-②	日常的な話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる中学生の割合 * G-TECにおいてCEFR A1レベル相当以上を達成した中学生の割合【文部科学省「英語教育実施状況調査」】	中学校	3年生 77% (令和2年度)	中学校	3年生 80%
Ⅱ-③	タブレット端末を授業で活用する教員の割合 【亀山市教育委員会調べ】	小学校	98%	小学校	100%
		中学校	81% (令和2年度)	中学校	100%



基本施策Ⅲ



一人ひとりの学びを支える教育の推進

基本施策の めざす姿

教育的支援が必要な子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、児童生徒同士が、互いに尊重し合う態度を身につけ、安心して学んでいます。

基本的な考え方

特別な教育的支援を必要とする子どもたちが増加している中、子どもたちが可能な限り同じ場で共に学ぶ、インクルーシブ教育システムの構築のための教育を推進するとともに、教育的支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に必要な力の育成に向け、一人ひとりの状況に応じた学びの支援を行うことが必要です。また、互いに尊重し合う共生社会の実現のため、日本語教育や特別支援教育、不登校についての理解を広げていくことが必要です。

本市では、特別な教育的支援を必要とする子どもたちの一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを支え、就学前から卒業後までの切れ目のない支援を充実する各施策を展開し、希望する進路を実現するとともに、地域の中で豊かに自分らしく生活していくことをめざして取り組んでいきます。

また、外国人児童生徒においては、文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことから生じる不安や悩みに寄り添った対応をしながら、日本語力や学力等、地域社会で生きていくための基礎を培うとともに保護者に対しても学校生活や進路等に係る情報を伝えていきます。

さらに、不登校はどの子どもたちにも起こり得るものであるという認識のもと、休養性を考慮して寄り添いながら、不登校児童生徒の意思を尊重し、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援を行っていきます。

基本施策Ⅲを構成する施策

- ①特別支援教育の推進
- ②外国人児童生徒教育の推進
- ③不登校児童生徒への支援

施策Ⅲ－① 特別支援教育の推進

① 一人ひとりに応じた指導・支援の充実

- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級それぞれの学びの場において、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」等に基づいた指導・支援を進めるとともに、一人ひとりに必要な合理的配慮の提供を行います。
- すべての子どもたちが、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう、見通しを持ちやすい展開の工夫や ICT 機器、視覚情報の活用等、授業のユニバーサルデザイン化を一層推進します。
- 特別な支援を必要とする子どもたちが、通常の学級等の中で安心して学習することができるよう教育環境を整えるとともに、インクルーシブ教育システムの実現をめざし互いを理解し共に支え合う関係が築ける学級づくりを推進します。
- 亀山市教育支援委員会を継続的に開き、児童、生徒及び幼児に対する適切な教育支援が行えるように、就学・通級の指導及び助言等の充実を図ります。
- 多様な特性をもつ子どもたちへの支援のための介助員や、医療的ケアが必要な子どもたちのための看護師又は准看護師免許所有者を、必要に応じて配置できるよう人材確保に努めます。

② 特別支援教育を担う人材の資質向上

- 特別支援教育研修会を開き、家庭や相談機関、医療機関、福祉施設と連携しながら障がい・疾病等への理解を深め、指導スキルを高め、個々の特性に応じた効果的な支援方法の工夫改善を図ります。
- 通級指導教室連絡会を定期的に行い、市内にある各通級指導教室や適応指導教室が連携しながら、指導内容や指導方法を各校へ発信します。
- 通級の巡回指導員が各小学校への巡回指導を行える体制を維持します。

③ 切れ目ない支援のための引継ぎ

- 特別な支援を必要とする子どもが切れ目のない支援を受けることができるよう、亀山市共通の方法で、幼稚園等及び小・中学校、高等学校への支援情報の円滑で確実な引継ぎを進めます。
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級における支援方法や相談内容等の情報提供のために、学校と保護者が「にじいろのーと」をさらに活用できるように働きかけます。



施策Ⅲ－② 外国人児童生徒教育の推進

1 日本語指導、適応指導の充実

- 日本語指導が必要な子どもたちの学ぶ機会を保障するため、日本語指導や学校生活への適応指導を行う等の、受け入れ体制の充実を図ります。
- 拠点校においては、母語での通訳や学習支援を行う外国人児童生徒支援員と担任、日本語指導担当教員等が連携し、学校生活への適応支援や保護者への情報提供・支援を組織的に進めます。
- 拠点校以外の外国人児童生徒が在籍する学校においては、必要に応じて通訳や外国人児童生徒支援員等を派遣します。
- 日本語未習得児の子どもたちへの初期集中支援実施のため、初期適応指導教室のシステムを再構築し、初期適応指導の充実を図ります。
- NPO や関係機関、地域ボランティアと連携しながら、よりよい教育支援の機会を提供します。

2 日本語で学ぶ力の育成

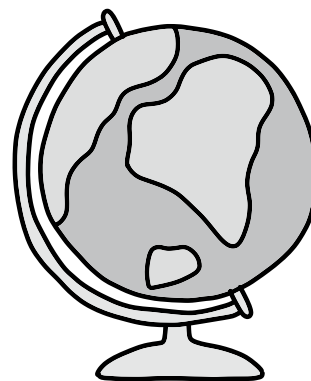
- 日本語能力測定方法により、日本語習得状況に応じて安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員等の学校への派遣や、多言語に対応できる ICT を活用した日本語指導等、指導の充実に努めます。
- 経験豊富かつ専門的な指導ができる日本語指導教員の育成と配置を図ります。
- 子どもたちの学力及び社会参画力の育成のため、日本語で学ぶ力を育成するためのカリキュラム（JSL カリキュラム等）の活用や「特別の教育課程」を編成、実施する等、個々の日本語能力に合わせた指導の充実を図ります。

3 就学、進路選択への支援

- 外国人児童生徒が将来を見通して主体的に進路を切り拓こうとする生き方につなげるため、日本での働き方や学び方についての理解を深める、外国人児童生徒と保護者のための進路ガイダンス「学校へ行こう」を実施します。
- 就学前の子どもや保護者が、小学校での生活や学習の仕方等、学校の仕組みについて学ぶ機会を提供します。

4 保護者への支援

- 保護者が学校生活等に関する学校や市からの連絡等の内容を正確に把握できるよう、連絡文書等の翻訳支援を行います。
- 学校配信メール等、日常生活における保護者とのやりとりについて、保護者と迅速かつ正確に連絡が取り合えるようなシステムを研究します。



施策Ⅲ－③ 不登校児童生徒への支援

1 安心して過ごすことができる居場所づくり

- 日常の子どもたちの観察を重視するとともに、生活アンケートや個別面談により子どもたちの実態を把握し、確かな理解を進めることで、課題の早期発見・早期対応につなげます。
- 子どもたちが安心して学べる魅力ある学校をめざして、日々の授業、学校行事の運営等、子どもたちの自主的・自律的な活動を充実させ、「絆づくり」「居場所づくり」を進めます。

2 きめ細かな支援体制の充実

- 児童生徒理解・教育支援シートを活用し、定期的に不登校児童生徒の情報共有の場を設けるとともに、特別支援教育コーディネーター等を中心とした組織的な支援を継続します。また、小中学校間での密接な情報共有等、途切れのない連携した支援を進めます。
- 1人1台端末等のICT機器の活用による学習の機会を提供し、不登校児童生徒の実態に合った学習支援を進めます。
- 適応指導教室が不登校児童生徒の居場所としての役割を果たし、通級の有無に関わらず不登校に悩む子どもたちやその保護者に対するきめ細かな支援を行う場として有効に活用できるよう支援体制の充実を図ります。
- 適応指導教室指導員等による個別の家庭訪問を実施する等して、個々の子どもの実態や家庭の状況に合わせた訪問型支援を充実します。

3 教育相談・関係機関との連携の充実

- 子どもたちが抱える悩みを早期に発見・対応を行うために、学校内における教職員の相談体制を充実するとともに、巡回相談員による教育相談を継続します。
- 不登校児童生徒の学校外の学びについては、子どもの意思を尊重するとともに、個々の子どもや家庭の状況に応じて福祉機関や相談機関、NPO 団体等との連携を密にした取組を進めます。
- 不登校生徒が中学校卒業後も連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、亀山市青少年総合支援センター等と連携し、不登校生徒の卒業時の引継ぎや卒業後の情報共有を密にする等して取組の充実を図ります。



数値目標

	指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
Ⅲ-①	<p>「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成して、引継ぎをしている子どもたちの割合</p> <p>*特別支援学級や通級指導教室に在籍している等「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」が必要な子どもたちのうち、作成して、引継ぎをしている子どもたちの割合【亀山市教育委員会調べ】</p>	<p>保育園等</p> <p>「支援計画」 0%</p> <p>「指導計画」 0%</p> <p>小学校</p> <p>「支援計画」100%</p> <p>「指導計画」100%</p> <p>中学校</p> <p>「支援計画」70%</p> <p>「指導計画」79%</p>	<p>保育園等</p> <p>「支援計画」100%</p> <p>「指導計画」100%</p> <p>小学校</p> <p>「支援計画」100%</p> <p>「指導計画」100%</p> <p>中学校</p> <p>「支援計画」100%</p> <p>「指導計画」100%</p>
Ⅲ-②	<p>初期集中支援が必要な外国人児童生徒のうち、初期プログラムを受けている子どもたちの割合</p> <p>【亀山市教育委員会調べ】</p>	<p>小学校 -%</p> <p>中学校 -%</p>	<p>小学校 100%</p> <p>中学校 100%</p>
Ⅲ-③	<p>不登校児童生徒が、中学校卒業時に進学・就職等、自ら進路選択できた生徒の割合</p> <p>【亀山市教育委員会調べ】</p>	<p>中学校 100% (令和2年度)</p>	<p>中学校 100%</p>



基本施策Ⅳ



子どもの未来を拓く学びの場づくり

基本施策の めざす姿

教育的に不利な環境にある子どもたちへの支援を進め、すべての子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整っています。また、いじめ防止の取組やその解決に向けた組織的な対応、防災対策・防災教育、通学路等の安全対策等が充実しています。

基本的な考え方

家庭の経済的な事情等によって子どもたちの将来が左右され、閉ざされることなく、すべての子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう、必要な支援を行っていくことが必要です。

また、いじめ、交通事故や犯罪、台風や地震等の自然災害等から、社会総がかりで子どもたちを守り、育てるとともに、多様な主体が連携して被虐待児童への対応や支援を的確に行っていく必要があります。

本市では、家庭の経済的・文化的な環境等に関わらず、子どもたちが意欲的に学ぶことができるようにするとともに、学校内外における子どもたちの安心・安全の確保に向けた各施策を展開し、すべての子どもたちが安全で安心して学校生活を送り、学びに向かい、夢や希望を実現していけることをめざして取り組んでいきます。

また、いじめは、どこの学校でも起こりうるものであるという認識のもと、いじめを積極的に認知することや、いじめられている子どもの立場に立ち、認知したいじめの早期解決に向けて取り組みます。

基本施策Ⅳを構成する施策

- ① 学びのセーフティーネットの充実
- ② 子どもたちの安心・安全の確保
- ③ 防災教育・防災対策の充実
- ④ 学校教育環境の充実

施策Ⅳ－① 学びのセーフティーネットの充実

① 自尊感情の向上につながる支援

- 学校を子どもの貧困対策やヤングケアラー等家庭問題のプラットフォームとして位置づけ、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制、スクールソーシャルワーカーによる福祉機関や関係機関と連携した支援体制を充実させます。
- 家庭生活が困窮している子どもたちや、家庭での学習環境が困難にある子どもたちの学習・生活習慣の改善や基礎学力の定着や進学支援を行うために、学習支援事業「学習教室」等の補充学習の場を提供します。
- 学習支援事業「学習教室」に通うことができない生徒に対する訪問型支援や対象者の拡大に努めます。
- 家庭教育に関する相談体制の充実に向けて、家庭教育アドバイザー等による訪問型家庭教育支援のしくみづくりの研究を進めます。

② 就学に係る経済的支援の推進

- 経済的な理由により就学が困難と認められる家庭に対し、学用品費や学校給食費等の経費負担を軽減するため、就学援助費の交付を行います。
- 特別支援学級で学ぶ子どもたちの保護者の教育関係経費負担を軽減するため、家庭の経済状況に応じ、特別支援教育就学奨励費の交付を行います。

③ 新型コロナウイルス感染症等に対応した学びの保障

- 地域の感染状況を踏まえて、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障します。

施策Ⅳ－② 子どもたちの安心・安全の確保

① 社会総がかりでのいじめ対策の推進

- 「亀山市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの定義に沿ったいじめの認知を適切に行うとともに、いじめ防止強化月間やピンクシャツ運動、定期的なアンケート調査等、いじめ防止の取組を推進します。
- 各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、学校いじめ防止委員会で情報共有や対応についての協議を行い、いじめの解消に向けて組織的に対応します。
- 亀山市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、警察・学校・教育委員会等、関係機関が連携して、いじめ防止等に関する情報交換に取り組みます。
- いじめを解消し、子どもたちや保護者の心のケア等を進めていくために、スクールカウンセラーや精神科医、スクールソーシャルワーカー、弁護士等と連携した対応を進めます。

② いじめや暴力を許さない子どもたちの育成

- 道徳教育・人権教育をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが生命を大切にし、いじめや暴力を許さず、相手を思いやる心や、個性を認め尊重する態度を育みます。
- 子どもたちが、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を身につけられるよう、いじめ防止を目的とした授業や児童会・生徒会活動、いじめについて話し合う活動等を年間計画に位置付けた実践を促します。
- インターネットを介した「ネットいじめ」等の未然防止等のために、個人情報の扱いや各種 SNS や動画サイトの利用の仕方等について、発達段階に応じて正しい知識を身につけ、適切に活用できるよう、子どもたちが主体的に学べる取組を促進します。
- 子どもたちの行動や言葉のわずかな変化等を察知して、適切かつ迅速に対応し、子どもたちの心に寄り添った支援や教育相談ができるよう、教職員のカウンセリングマインドや対応力を高める取組を進めます。

③ 学校・家庭・地域、関係機関等が連携した安全確保の推進

- 「亀山市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の合同点検等の安全対策を実施し、子どもたちの登下校時の安全確保に取り組みます。
- 子どもたちが犯罪等の被害に遭わず、安心して登下校することができるよう、「子どもSOSの家」の拡充や青少年総合支援センターによるパトロールに取り組むとともに、警察・保護者・地域住民の協力を得て、通学路等のさらなる安全確保を進めます。
- 通学時の安全確保のためスクールバスの運行を継続し、校外学習の移送手段としての利用等、活用の拡大化に努めます。
- 警察等と連携し、子どもたちが不審者等の犯罪から身を守ることができるよう、各校・各園において防犯教室を実施します。また、子どもたちが交通事故の当事者とならないよう、参加・体験・実践型の交通安全教室の実施を促進します。

④ 児童虐待の防止

- 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止のため、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」を中心に教育委員会や学校、福祉、医療、児童相談所、警察等の関係機関が緊密に連携し、子どもたちの保護・支援に努めます。
- 教職員が虐待と疑われる事案について適切に対応できるよう「虐待対応の手引き」の周知を進め、「虐待リスクのチェックリスト」等の活用等、児童虐待の早期発見・早期対応に向けて、手引きに沿った取組を推進します。
- 子どもたちが悩みや不安をいつでも容易に相談できるよう、学校での相談窓口、電話やSNS等による相談方法の周知を促すとともに、虐待防止のため、保護者への啓発を促進します。

施策Ⅳ－③ 防災教育・防災対策の充実

1 防災教育の充実

- 子どもたちが学校内外で自分の命は自分で守れる力を身につけられるよう、『防災ノート』や『わたしの防災マップ』等の防災学習教材を活用し、保護者や地域の方々等と連携のもと防災教育、減災教育を促進します。
- 子どもたちが災害を身近に捉え、災害発生時において、発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を身につけるための防災教育、体験型防災学習等の取組の充実を促します。

2 学校、家庭、地域と連携した防災体制づくり

- 教育委員会や関係機関が実施する研修会等への参加を促し、災害時における学校の早期再開、子どもたちの心のケア等、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員の育成を進めます。
- 災害時や非常時に、迅速かつ適切に対応するため、各校において作成された危機管理マニュアルを定期的に見直すとともに、地域や家庭と連携した避難訓練や引き渡し訓練等により、子どもたちと地域が共に生活安全に関する知識や技能を育む教育の充実に努めます。
- 災害時に学校施設を避難所として開放するにあたっては、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大防止の観点を踏まえた対応となるよう、防災部署と連携し、避難所運営と学校再開が円滑にすすむよう努めます。

3 学校施設の防災・耐震対策の推進

- 災害時等における子どもたちの安全を確保するため、非構造部材の定期的な点検及び必要な耐震化に努めます。
- 学校改修の際には、防災の視点を積極的に取り入れ、災害時に学校生活を送る子どもたちが円滑に避難できる等の命を守るための施設整備を行います。また、長期的な避難所となる場合に学校機能と避難所機能を両立させた学校運営が行えるような整備に努めます。
- 学校生活時の災害発生を鑑み、一時的な学校待機等を視野に入れ、平時からの備蓄食料や物資、防災資機材等の適切な管理及び防災部署との綿密な連携に努めます。

施策Ⅳ－④ 学校教育環境の充実

① 学校施設・設備等の整備

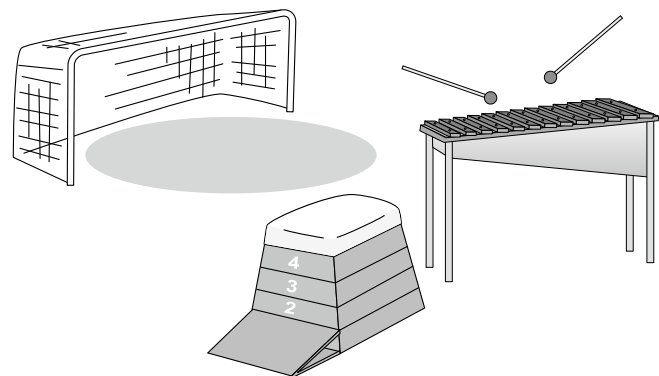
- インクルーシブ教育システムの構築や災害時の避難所の視点から、屋外を含めた施設内の段差解消やトイレの整備等を進めます。そして、障がいのある子どもたち等の教育環境の更なる充実を含め、地域に住むすべての人々にとって利用しやすい学校となるよう施設の改修や設備の充実を図ります。
- 子どもたちが安全で快適な学校生活を送ることができるよう、学校施設の予防保全型管理を進めるとともに、ユニバーサルデザインへの配慮やライフサイクルコストの意識をもちながら、学校施設の長寿命化・更新に向けた計画づくりに取り組みます。
- 子どもたちが清潔で衛生的かつ健康的な学校生活を送れるよう、給食室やトイレ、手洗い場等施設・設備等の改修や充実に努めます。
- 情報機器の更新等、情報教育環境の整備を推進します。

② 給食環境の充実

- 学校における子どもたちの生活環境の充実を図るため、令和3年3月に策定した「学校給食のあり方について」及び「学校給食提供に関する今後の方向性」に基づき、中学校給食の全員喫食制に向けた取組を進めます。
- 小学校給食において、より学校に近い場所で調理を行い、調理員が働く姿を子どもたちに見せることにより、食への関心を高めるとともに、出来立ての給食を提供するため、現在の自校方式・センター方式を継続します。

数値目標

	指 標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
IV-①	「学習教室」への参加人数 *家庭生活が困窮(生活保護及び就学援助受給世帯等、または学校から薦めがあった世帯)の子どもで「学習教室」に参加した年間の人数	21人	25人
IV-②	いじめの認知件数に対して解消したものの割合 *当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件(認知後少なくとも3か月経過)を満たすものの割合【三重県教育委員会調べ】	小学校 100% 中学校 100% (令和2年度)	小学校 100% 中学校 100%
IV-③	すべての学年が「防災ノート」を活用した授業を年2回以上行っている学校の数	小学校 一校 中学校 一校	小学校 11校 中学校 3校



基本施策V



学びを支えるあたたかさあふれる学校づくり

基本施策の
めざす姿

学校と保護者・地域の方々が、一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っています。また、学校の特色化・魅力化が進むことや、教職員が指導力を高め、情熱と誇りをもって子どもたちと関わり、地域資源とつながりながら指導を実践することで、すべての学校が子どもたちが主体的に学び、豊かな人間性や学ぶ力を育む教育が行われ、保護者・地域の方々から信頼を得ています。

基本的な考え方

子どもたちの多様な学びと育ちを支えるため、学校・家庭・地域が一体となった教育活動の推進が求められています。また、行政や学校、一人ひとりの教職員等においては、地域との協働の基盤となるものとして、市民の皆さんからの「信頼」を確保していくことが求められています。

また、グローバル化が進展する一方で、地域活性化の取組が進められており、子どもたちに郷土のよさについて誇りをもって語るができる力とともに、地域への愛着や関心をもち、地域の活性化に寄与しようとする意欲や態度を育むことが必要です。

本市では、教職員の働き方改革を進めるとともに、不断の研修を通して、教育的愛情・コンプライアンス意識・コミュニケーション力等の素養や授業力・生徒指導力・学校組織運営力等の専門性を高めます。また、保護者や地域の方々が学校運営に参画し、共に知恵を出し合い、その地域ならではの特色を生かした学校づくりを進めます。

さらに、家庭教育はすべての教育の原点であることから、家庭教育を支える取組を推進します。そして、子どもたちが豊かな自然や歴史文化に触れながら、ふるさと「亀山」について理解を深め、考え、主体的に地域とかわる力を育成する取組を推進します。

基本施策Vを構成する施策

- ① 学校力・教師力の向上
- ② 教職員の働き方改革の推進
- ③ 学校運営協議会を核とした地域との協働
- ④ 家庭教育力の向上
- ⑤ 「亀山」の自然と歴史文化を活用した教育の推進

施策V－① 学校力・教師力の向上

1 多様な人材活用による学校機能の充実

- 特別な支援を必要とする子どものニーズに対応するため、必要に応じて介助員、通訳、学習生活相談員、看護師等を配置し、一人ひとりの実態に合わせた効果的な指導を行います。
- 小・中学校における少人数指導の実施や過密学級（1学級35人以上）解消のため、少人数教育推進教員を配置し、学級を分割してのグループ指導や習熟度別指導等、学校の実態に応じたきめ細かな指導を継続します。
- これからの学校が複雑化・多様化した課題に対応していくため、多様な専門性を持つ職員や外部人材を有効に活用し、「チーム学校」として、それぞれの専門性を生かした学校の体制づくりを進めます。
- 学校自己評価及び学校関係者評価等を活用し、保護者や地域の方々の意見を学校経営に反映させるとともに、学校経営支援員を派遣する等して、学校機能の一層の充実を図ります。

2 教職員の資質・能力の向上

- 毎年度「亀山市教育関係職員の研修方針」を定め、本市の教育課題や今日的課題に対応した教職員研修講座を開催するとともに、亀山市教育研究部推進協議会と連携した研究実践を推進します。
- 学習指導要領の内容や子どもたちの実態に基づいた研究テーマを設定する等して、中学校ブロックを単位とした合同研修会の実施を推進します。また、各校の研究デザインに沿った取組が行われるよう、指導主事が各校の要請に応じて学校を訪問し、校内の研修支援を積極的に行います。
- 教職員一人ひとりが自己の使命と職責の重大さを十分認識するとともに、「コンプライアンス・ハンドブック」や「講師研修ノート」等を活用した研修会を開催する等して、教職員のコンプライアンス意識を高め、不祥事を根絶し教育に対する信頼を確保することに努めます。
- 経験の少ない若手教員や講師の指導力向上のため、若年講師指導員の派遣や研修会を開催し、個々の課題や実態に応じた指導を行います。また、管理職やミドルリーダーを対象とした研修を実施し、学校経営が組織的かつ計画的に行われるよう、学校マネジメント力の向上に向けた研修を充実します。

施策Ⅴ－② 教職員の働き方改革の推進

1 総勤務時間縮減に向けた取組

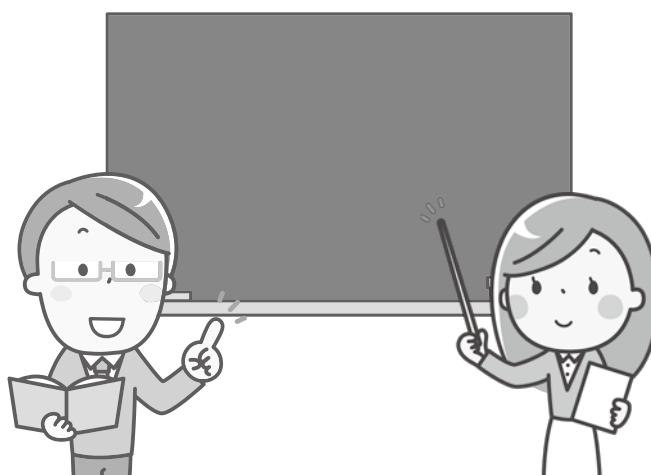
- 教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業改善や子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、元気に働ける職場環境づくりと教職員の総勤務時間縮減に取り組めます。
- 亀山市立小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則に基づき、教職員一人あたりの時間外労働時間が月 45 時間、年間 360 時間を超えないよう定時退校日や部活動休養日の設定、会議時間の短縮、年次有給休暇等を取得しやすい職場環境づくりに継続して取り組めます。
- 各校において総勤務時間縮減について議論し、学校ごとに効果的な取組を設定し、学校経営方針等に記載するとともに、年間を通じて学校全体で取り組むよう働きかけます。また、学校における働き方改革に係る理解が進むよう、保護者や地域に対して市の取組や各校の取組内容についてホームページや広報等を通して啓発します。
- 教職員の総勤務時間縮減のため、長期休業期間中に市が主催する会議や研修等を実施しない期間を設け、休暇がより取得しやすくなるよう学校閉校日の設定に引き続き取り組めます。
- 学校内の各種公簿を電子化し、作業の効率化を図ります。また、時間外労働を含む勤務時間を客観的に把握し、勤務時間管理の徹底を図ります。
- 総勤務時間の縮減及び教職員の労働安全衛生の確保のため、「休日のまとめ取り」のための一年単位の変形労働時間制やズレ勤務制度の活用を検討します。
- 部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員を継続配置し、部活動指導の負担軽減を図るとともに、部活動の段階的な地域移行の方向性を踏まえ、部活動指導のあり方について研究します。
- 教員業務支援員を配置し、教材準備や感染症対策等、教職員の業務負担軽減を図ることで、教職員の授業改善や子どもと向き合う時間を確保します。また、地域の方々が学校ボランティアとして教育活動に参画していただく機会を増やす等により、教職員の働き方改革を促進します。

2 職場環境改善に向けた取組

- セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントのない職場づくりに向けて相談体制を充実するとともに、定期的に衛生委員会を開催し、状況把握と課題解決に取り組めます。
- 男性の育児参画を促進するための休暇制度等を周知し、休暇取得を働きかける等、休暇等を取得する教職員を支援する職場の環境づくりに努めます。
- 障がいのある教職員がやりがいを持って働き、個性と能力を発揮できるよう、管理職をはじめ、教職員が障がいへの理解を深めるとともに、業務内容やサポート体制を工夫し、学校で働くすべての職員にとって働きやすい職場環境づくりに取り組めます。

3 教職員の健康管理対策

- 定期健康診断およびストレスチェックを実施し、その結果を活用し、教職員が積極的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 学校産業医を配置し、相談機会等の充実を図るとともに、教職員のメンタル不調の予防や回復を促し、心の健康づくりを支援します。



施策Ⅴ－③ 学校運営協議会を核とした地域との協働

1 「地域とともにある学校づくり」の推進

- 市内すべての小中学校がコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置する学校）として保護者・地域住民と協働し、「学校運営」、「学校支援」、「地域貢献」の三つを柱とした「地域とともにある学校づくり」を実現するための支援を行います。
- 学校運営について、学校が保護者や地域の方々と熟議を重ねるとともに、学校自己評価及び学校関係者評価等を活用して、学校改善の取組を強化する等、学校機能の一層の充実を促します。
- 学校ボランティアの方々が、学校の環境整備や教育活動等の支援に参画することで、地域の人材や特色を生かした学校づくりを促進します。
- 各校において、それぞれの豊かな地域資源を最大限に生かし、子どもたち一人ひとりに「生きる力」を育む特色ある教育活動等、「社会に開かれた教育課程」を実現させ地域とともにある学校づくりが行われるよう支援します。
- 子どもたちが自分たちの暮らす郷土や自分の役割について考えることができるよう、地域行事への積極的参加を促すとともに、「地域貢献」に関する取組を学校経営方針等に明確に位置付けるよう支援します。
- 登下校の見守りをはじめとした安全対策や地域の防災・防犯等に係る取組を学校と地域が協働することで、住みよいまちづくりの取組が進むよう支援します。
- 地域の教育に対する認識を高めるとともに、「教育のまち」として充実と発展を図るため、「教育の日」（仮称）制定について調査・研究します。

2 各校における取組の充実と情報発信

- コミュニティ・スクールの円滑な運営を支援するため、地域と学校をつなぎ、学校を核とした地域活動の企画・調整等を担うコミュニティ・スクール事務員を各校に配置します。また、コミュニティ・スクール事務員や委員等を対象とした交流会や研修等を実施することで、各校の取組をより活性化させるとともに、組織の一層の強化を図ります。
- 各校において、保護者の方々と地域が連携、協働したコミュニティ・スクールの取組について、学校ホームページや通信等を通じて家庭、地域に向けた情報発信を行い、一層の理解啓発に努めます。

施策V－④ 家庭教育力の向上

1 家庭教育の充実

- 家庭教育の重要性や考え方の共有を図るために、各園・各小学校への家庭教育出前講座等を企画・開催し、親の学びを進めます。
- 家庭教育に関する相談体制の充実に向けて、家庭教育アドバイザー等による訪問型家庭教育支援のしくみづくりの研究を進めます。【再掲】
- 子どもたちの基本的生活習慣の確立と自己肯定感の向上を図るために、幼稚園等及び小中学校の各発達段階に即して、「小学校へスイッチオン」等の活用や「かめやまお茶の間10選（実践）」強化期間の設定等持続的に取り組みます。
- 次世代の親となる子どもたちに向けて、家庭での子育てや幼児の接し方、育児についての基礎的な知識を習得させるために、幼稚園等における体験学習等の機会提供に取り組みます。
- 子どもたちの基本的生活習慣の確立と自己肯定感の向上を図るために、子育て・家庭教育に関する多様な情報を市のホームページや広報において発信するとともに、情報の一元的集約を進めます。

2 社会全体で家庭を支える気運の醸成

- 各学校の教育活動全般において、保護者がPTA行事や学校行事等への参画する機会を確保して、家庭での教育の大切さを理解していただけるよう企業等に働きかけます。
- 地域全体で子育てを支える環境づくりのために、子育て支援センター等と連携し、地域における親子サークルや子育てサークル、子育てイベント等の拡充を働きかけます。
- 地域の教育力で子どもたちを育み、子どもたちの安心・安全な居場所として放課後児童クラブや放課後子ども教室を持続的に展開するために、その充実を図ります。
- 「『亀山っ子』市民宣言」と「かめやまお茶の間10選（実践）」の意義を広く市民に浸透させて実践につなげることができるよう、多様な市民団体での啓発活動を働きかけます。

施策V－⑤ 「亀山」の自然と歴史文化を活用した教育の推進

1 自然に親しみ、自然を愛する子どもの育成

- 子どもたちが地域の豊かな自然に親しみ、その自然を誇りに感じて守り伝える気持ちと生命を大切にする心を育むために、亀山里山公園や亀山森林公園等を活用し、体験活動や本物に触れることを通して、自ら気づき考える学びを進めます。
- 子どもたちが、体験活動を通じて主体的に学び、理解を深めることができるよう、関係機関等と連携して地域の田畑や里山を教材化し、地域とともに、それぞれの学校ならではの学びを進めます。
- 子どもたちに、生物の多様性について身近な自然の中から理解を深めるために、三重県総合博物館や高等教育機関等と連携し、出前授業や移動展示等による学びを進めます。
- 子どもたちが、地域の自然環境、地球規模での環境を守り、持続的で発展可能な社会を構築できるよう、子どもたちが自分たちの力で課題解決に向けて考え、行動することができるような学びの手法を構築します。

2 歴史文化を生かした学習の充実

- 子どもたちの豊かな感性を育むために、亀山市歴史博物館等を活用して、本物に触れる機会を創出することにより、自ら気づき考える学びを進めます。
- 子どもたちが、自分たちの住む地域の歴史文化について、主体的に学び理解を深めることができるよう、地域学習副読本「亀山にまつわる人・もの・こと」を活用するとともに、地域の戦争遺跡等歴史的資産を教材化し、地域とともに、それぞれの学校ならではの学びを進めます。
- 地域文化に対する愛着心を育むため、地域に伝わる伝統行事や食文化等の担い手として、子どもたちが参画できる学びを推進します。
- 子どもたちが亀山市の歴史文化について楽しみながら学習し理解を深めるために、亀山市歴史博物館の「IT市史」や「子ども歴史館」等のコンテンツを生かした学びを推進します。

数値目標

	指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
V-①	学校評価アンケートにおける学校満足度	小学校 93% 中学校 91%	小学校 95% 中学校 95%
V-②	ストレスチェックにおいて、『仕事や生活の満足度がある』の亀山市教職員全体における平均評価点と全国平均評価点の差 *学校ストレスチェックの「仕事や生活の満足度がある」の質問項目において、亀山市と全国平均評価点とを比較したポイント	0.7ポイント (令和2年度) 亀山市 6.4 全 国 5.7	0.8ポイント
V-③	コミュニティ・スクールだより等を作成し、地域への情報発信を年間3回以上行っている学校の数	小学校 6校 中学校 2校 (令和2年度)	小学校 11校 中学校 3校
V-④	平日1日あたり3時間以上ゲームをする子どもたちの割合 *「平日、1日当たりどれくらいの時間ゲームをしますか」という質問に対して、3時間以上と回答した小中学生の割合【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	小学校 30% 中学校 37%	小学校 15% 中学校 20%
V-⑤	地域学習副読本「亀山にまつわる人・もの・こと」を活用して学習に取り組んでいる小学校の数	-校	11校

1・亀山市学校教育ビジョンの推進体制

(1) 関係機関との連携・協力

本ビジョンに示した本市の学校教育施策を総合的に推進し、子どもを取り巻く多様かつ複合的な課題に対応するため、庁内関係部局との連携を図り、取り組みます。

また、社会全体で子どもの成長と自立を支えていくため、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校の職員等や保護者・地域はもとより、関係機関・ボランティアの方々等と連携・協力していきます。

さらに、市長、教育長及び教育委員会委員から構成される総合教育会議において、教育施策の方向性を共有し、より効果的に施策の展開を図るとともに、教育委員会の活性化を図ります。

(2) 進行管理

本ビジョンの推進にあたり、家庭、地域、学校等で、計画の認知や理解を広めるため、ホームページや広報への掲載、概要版の配付等により、計画の周知を図ります。

2・亀山市学校教育ビジョンの進捗管理と評価

本ビジョンを効果的に推進し、継続的な改善を図るために、進行管理にあたっては、PDCA サイクルに基づき、数値目標の達成状況や取組の進捗状況に基づいて毎年点検・評価し、必要に応じて見直し・改善を行います。

資料編

◆資料1 用語解説

◆資料2 亀山市学校教育ビジョン改定までの主な経過

◆資料3 亀山市学校教育ビジョン改定委員会要綱

◆資料4 亀山市学校教育ビジョン改定委員会 委員名簿

◆資料5 亀山市学校教育ビジョン改定のためのアンケート調査結果

資料 1 用語解説 (50音順)

アウトリーチ活動	公的機関、公共的文化施設等が行う、地域等への出張サービス。
アクティブ・ラーニング	教員による一方的な講義形式の教育と異なり、学習者の能動的な参加を取り入れた授業、学習法の総称。
あさごはんバランスシート	朝食で食べたものについてシールを貼りながら、バランス良く食べられているかチェックすることができるシート。朝食をバランスよく食べることの大切さについて幼児・保護者に考えてもらうために作成したもので、就学時健診等の機会に、就学前の子どもと保護者に配付している。
生きる力	文部科学省が提唱している学校教育で、子どもたちに身に付けさせたい力の総称。変化の激しいこれからの社会を生きるために大切とされる。確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の「知・徳・体」のバランスのとれた力のこと。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力等を指す。新学習指導要領では、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことをめざしている。
1校(園)1運動プロジェクト	園・学校全体でなわとびやマラソン等に取り組む活動。
インクルーシブ教育システム	あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うという社会政策の理念。また「インクルーシブ教育」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。小中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等の、連続性のある「多様な学びの場」を用意したり、個人に必要な「合理的配慮」が提供されたりすることが必要とされている。

学習指導要領	全国どこの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するため、各教科等の目標や内容等を文部科学省が定めているもの。小・中・高等学校、特別支援学校を対象に教育課程、教科内容とその取り扱い、基本的指導事項等を示す。
学習生活相談員	市内小中学校において、さまざまな子どもたちに対して、学習・生活上必要な支援や指導、相談を行うスタッフ。
学校経営支援員	学校経営力の向上を図るため、具体的な手立て等について助言を行う校長経験者。
学校環境デー	「世界環境デー」である6月5日に設定した環境に関する三重県独自の取組。平成8（1996）年から、よりよい環境づくりに向けて積極的に取り組むことのできる人間の育成をめざし、県内の各学校が創意工夫した活動を実施している。
学校支援ボランティア	学校における教育活動、課外活動等を支援する地域住民等のこと。学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする。
学校司書	学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。平成27年4月の学校図書館法改正により、すべての学校に「置くよう努めなければならない」とされている。
学校図書館情報システム	市内の学校図書館の蔵書に関する情報をデータ化し、貸し出し・返却の処理をコンピュータ化することで、蔵書管理や子どもたちへの読書指導等を効率的に行うことができるシステム。また、市内の学校図書館と市立図書館をネットワーク化することにより、相互に蔵書の検索や図書の貸し出し等を行うことができる。
学校マネジメント	学校長が中心となり、教職員の対話と気づきを重視しながら、学習者の視点に立って「めざす学校像」を描くとともに、継続的な改善を行うことによって、よりよい学校づくりを推進し、「めざす学校像」を実現すること。
エシカル消費	人や社会、環境に配慮した消費行動

学校力	学校が複雑化、多様化する社会的ニーズに対応するため、教職員だけでなく、外部の専門家や地域の資源を有効活用する学校全体の組織力や教育力のこと。
加配	義務教育標準法や高校標準法に基づいて算定される公立学校の教員定数に上乗せして教員を配置すること。
かめやまお茶の間 10 選 (実践)	亀山市内の子育て中の方や学生、子どもたち等に短文形式で作品を募集し、その中から、家族みんなで一緒に実践してもらいたいことをまとめた応援メッセージ。
亀山市学力向上推進計画 【第3版】	子どもたち一人ひとりの確かな学力の向上をめざし、平成26年11月に策定された計画。「学校力・教師力の向上」「子どもたちへの学習支援」「家庭への働きかけ」を3つの重点的な取組事項として掲げている。令和2(2020)年3月に第3版として改定されている。
かめやましファミリー 読書リレー	市内の保育所・幼稚園・認定こども園の年長児とその家族や、小学校の主に1年生児童とその家族を対象に、本が入ったバッグをバトンに家族間で読書のリレーを行う取組。
かめやまっ子給食	県内産、亀山産の食材を多く使用した「生産者の顔の見える学校給食」。
「亀山っ子」市民宣言	市民レベルで、大人の行動指針となる「子ども像」を策定し、家庭や地域をはじめ青少年の育成団体が共通の目標をめざしながら市民総ぐるみで子どもを育成しようとする市民宣言。(平成20年6月策定)
カリキュラム・マネジメント	各学校において、学校教育目標の実現に向け、子どもや地域の実態を踏まえた教育課程(カリキュラム)を編成、実施、評価し、改善を図るといふ、一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
^{ギガ} GIGA スクール構想	1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、並行してICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるとともに、災害や感染症の発生による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用によりすべての子どもたちの学びを保障できる環境を実現する文部科学省の構想。

キャリア教育	子どもたち一人ひとりの望ましい勤労観・職業観、職業に関する知識や技能、自分の個性を理解し主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育。一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させていく過程）を促す。
Q-U調査	Questionnaire-Utilities の略。楽しい学校生活を送るためのアンケート。子どもたち一人ひとりについての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握するために実施・活用する。
教育課程（カリキュラム）	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。各学校は、学習指導要領・総則に示されている事項に従い、創意工夫して教育課程を編成・実施する。各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ、授業時数との関連において総合的に組織する。その際、地域や学校の実態及び子どもたちの心身の発達の段階と特性を考慮して学校教育目標を設定し、その達成をめざして教育の内容の組織及び授業時数の配当を行う。
教員業務支援員	授業で使用する教材の準備、電話や来客の対応等、教職員の業務の一部を担うことで教職員の負担軽減を進め、学校における働き方改革を推進するためのスタッフ。
教師力	豊かな人間性および柔軟な発想、深い子ども理解、多様な指導技術、幅広い教材研究、対人関係のスキル等、教師としての高い専門性をいう。
グローバル化	Globalization の略。政治・経済、文化等、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
合理的配慮	障がいのある子どもが他の子どもと平等に教育を受けることを確保するために、学校の設置者及び学校が、必要かつ適当な変更・調整を行うこと。一人ひとりのニーズに応じて個別に必要とされるものであり、体制面、財政面において均衡を失い、又は過度の負担を課さないもの。

校務支援システム	教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間を確保するための「校務の情報化」を推進すること。
個別の教育支援計画	学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点に立って乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な支援を行うことを目的として、家庭や医療機関、福祉施設等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示して策定・作成される計画。
個別の指導計画	個々の子どもの特性や状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、指導の目標や内容、配慮事項等を示した具体的な指導計画。
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	学校運営協議会制度を導入した学校。保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することにより、育てたい子ども像、めざすべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組み。
コミュニティ ソーシャルワーカー (CSW)	既存の法制度では支援することが困難な「制度のはざま」の問題を抱える個人や家族に対する個別支援とそれらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって総合的に展開する実践。
JSL カリキュラム	Japanese as a Second Language の略。日本語の力が不十分なため、学年相当の学習言語が不足し、日常の学習活動に支障が生じている子どもたちに対して、学習活動に参加するための力の育成をはかるためのカリキュラム。日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加するための力の育成をめざしている。
自己肯定感	自らのあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意識を肯定できる感情。
自己有用感	自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかを自分自身で認識できること。
持続可能な開発のための教育 (ESD)	Education for Sustainable Development の略。持続可能な開発目標 (SDGs) がめざす持続可能な社会づくりの担い手を育む教育。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動をいう。

持続可能な開発目標 (SDGs)	Sustainable Development Goals の略。平成 27 (2015) 年の国連サミットで、誰一人取り残さない世界の実現をめざして採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における国際目標。令和 12 (2030) 年までに持続可能でより良い世界をめざすための 17 の目標と 169 のターゲットからなる。
社会に開かれた教育課程	教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりして、学校教育を学校内に閉じずに、そのめざすところを社会と共有・連携しながら実現させること。
主権者教育	子どもたちが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるよう、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した、社会的自立と社会参画の力を育む教育。
主体的・対話的で深い学び	子どもたちが学習内容を人生や社会のあり方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められている資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするための授業改善の視点のこと。改訂された学習指導要領において、社会に開かれた教育課程の実現に向け、どのように学ぶのかの視点から示された。
小学校へスイッチオン	亀山市が、小学校入学に向けて、子どもたちが安心して、スムーズに学校生活が始めるように作成したガイドブックで、保護者に配付している。
少人数教育推進教員	市内の小学校又は中学校において、学級又は授業の少人数化に対応したきめ細やかな教育を推進するため、市内の小学校及び中学校において学習指導等を行う教員。
情報通信技術支援員	授業で使う ICT 機器の準備や使用するソフトやアプリの操作指導など日常的な先生の ICT 活用の支援を行う。
人権教育カリキュラム	学校の教育活動の中で、人権教育を総合的・系統的に進めるため編成したカリキュラム。
人権教育推進計画	学校の人権教育目標を達成するための重点的な方策や推進体制等を取りまとめた計画。

人権フォーラム	市内の小中学生代表が集まり、身近にある人権問題について話し合ったり、それぞれの学校での取組等を交流し合ったりする活動。
進路ガイダンス	高校進学をめざす外国人児童生徒とその保護者を対象とした説明会。
スクールカウンセラー	カウンセリングや臨床心理学の専門的な理論・技術を身につけた専門家。
スクールソーシャルワーカー (SSW)	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える子どもたちの支援を行う専門家。
青少年総合支援センター	市内の青少年に関するさまざまな課題を総合的に調整し、その活動を推進する組織。青少年の生活実態を把握しつつ健全な育成を図ることを目的として、主にパトロールと、さまざまな心の問題を抱えた青少年やその家族の支援を行っている。
全国学力・学習状況調査	「全国的な子どもたちの学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証した上で、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」ことを目的に、文部科学省が平成19年度から実施している調査。小学校第6学年及び中学校第3学年の子どもたちを対象として、教科に関する調査や、学習意欲・学習方法・学習環境・生活の諸側面等に関する質問紙調査等を実施している。
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	「子どもの体力が低下している現状に鑑み、子どもの体力の状況を把握・分析し、体力向上に関する継続的な検証改善サイクルの確立や学校における体育・健康に関する指導等の改善に役立てる」ことを目的として、文部科学省が全国の小学校5年生児童と中学校2年生生徒を対象に平成20年より実施している調査。握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走又は20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅とび、ハンドボール投げの種目から成る実技に関する調査と、生活習慣、食習慣、運動習慣や学校環境に関する質問紙調査（子どもたち、学校）を実施している。
総合型地域スポーツクラブ	地域において地域住民の自主的な運営のもと子どもから高齢者まで様々な人が参加できる総合的なスポーツクラブ。

第3期教育振興基本計画	教育基本法に示された理念の実現と我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。平成30(2018)年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画は平成30(2018)年度～令和4(2022)年度を計画期間とする。
ダイバーシティ	文化、人種、国籍、ジェンダー、障がい、宗教、政治的信条などのそれぞれが多様であること。
確かな学力	知識や技能に加えて、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、より良く問題解決する資質・能力等まで含めた力。
多様な人々	性別、年齢、国籍、疾病や障がいの有無、文化、生活習慣の違い等のある人々のこと。
地域資源	亀山市にまつわる「ひと」「もの」「こと」。
超スマート社会(Society5.0)	サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「人間中心の社会」。狩猟社会を「Society1.0」、農耕社会を「2.0」、工業社会を「3.0」情報社会を「4.0」と定義される。現在は、情報社会を迎えており、「Society5.0」は、その次の社会のあり方として提唱されている。
通級指導教室	小中学校の通常の学級に在籍する支援が必要な子どもたちに対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一人ひとりのニーズに応じた特別の指導(自立活動)を行うための教室。亀山市内には、現在、言語通級指導教室と発達障がい等通級指導教室が設置されている。
ティーム・ティーチング(TT)	授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力を通して一人ひとりの子ども及び集団の指導の展開をはかり、責任をもつ指導方法および形態。
特別支援教育 コーディネーター	それぞれの学校において教員の中から指名される特別支援教育の推進担当者。校務分掌の中に位置づけられており、学校内では、教職員の連絡調整役や校内委員会の推進役としての役割を担い、対外的には、医療、福祉等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくり等を行う。

図書ユニット	巡回サービスのために対象とする世代や学習指導要領に沿って集めるひとままとりの書籍群。
にじいろのーと	支援の必要な子どもたちが、「切れ目のない」支援を受けられるよう、情報をスムーズに引継ぐための連携支援ツール。保護者が記入、作成、保管する。
認定こども園	保育所や幼稚園のうち、①保育②幼児教育③地域子育て支援を総合的・一体的に提供する施設について、条例に基づき知事が認定するもの。保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持ち、親が働いている、いないにかかわらず利用できる。
パスファインダー	あるテーマについて調べるときに、図書資料や情報源等の探し方を紹介した情報資料。
ビックデータ	インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上等に伴い生成される、大容量のデジタルデータのこと。分析することにより、事業や社会的、環境的な課題の解決に役立てることができる。
PDCA サイクル	事業活動において、管理業務を計画どおりスムーズに進めるためのマネジメントサイクルの一つ。PDCA サイクルという名称は、サイクルを構成する Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階の頭文字をつなげたもの。
ヒューマンフェスタ	市民が「人権」について考える機会を設け、人権啓発を行うことを目的に、市民により企画・開催される催し。人権をテーマにした講演会、子どもたちによる発表、各種活動団体によるブース展示、人権に関する作品展示、街頭啓発等を行う。
部活動指導員	教員に代わって、部活動等の指導・助言や各部活動の指導等を行う外部指導者。
プログラミング教育	子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」（自分の意図を実現するための手順を論理的に考える力）等を育む教育。

放課後子ども教室	放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、学校の校庭や教室等を活用して、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組。
放課後児童クラブ	児童福祉法の規定に基づき、仕事等により昼間、家庭を留守にする保護者の児童に対し、授業の終了後等に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健やかな育成を図る。いわゆる学童保育のこと。
保幼認共通カリキュラム (亀山市保幼認共通カリキュラム)	保育所・幼稚園等、様々な保育施設で育つ子どもたちに「質の高い教育と保育」を保障するために、平成27年度に策定したカリキュラム。子どもの発達過程に即し、必要な教育・保育の内容とねらいを順序だてて編成している。
保幼認小接続カリキュラム (亀山市保幼認小接続カリキュラム)	保育所・幼稚園等から小学校への滑らかな生活と学びの接続を考え、互いを理解し見通しを持った保育・教育を進めるために、平成26年度に策定された保育者及び教職員等の指導の目安となるカリキュラム。
みえスタディ・チェック	三重県内の小中学校の子どもたちを対象に平成26年度から実施されている学力調査。子どもたちの主体的な学習意欲を育むとともに、授業改善や個に応じた指導等につなげるために実施する。
ヤングケアラー	一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。
ユニバーサル・デザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった違いや、障がい・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

資料2 亀山市学校教育ビジョン改定までの主な経過

令和2（2020）年度

令和2年

10月 5日 第1回亀山市学校教育ビジョン改定委員会

11月 教職員・保護者・地域アンケート調査

令和3年

2月24日 第2回亀山市学校教育ビジョン改定委員会

令和3（2021）年度

令和3年

4月26日 第3回亀山市学校教育ビジョン改定委員会

5月24日 第4回亀山市学校教育ビジョン改定委員会（書面開催）

6月29日 第5回亀山市学校教育ビジョン改定委員会

7月26日 第6回亀山市学校教育ビジョン改定委員会

9月 ワーキンググループ

10月25日 第7回亀山市学校教育ビジョン改定委員会

令和4年

2月 パブリックコメント

3月18日 第8回亀山市学校教育ビジョン改定委員会（書面開催）

亀山市学校教育ビジョン改定委員会要綱

令和2年6月24日

(設置)

第1条 亀山市の学校教育の基本方針及びめざす子ども像を明らかにする亀山市学校教育ビジョンを改定するため、亀山市学校教育ビジョン改定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、亀山市学校教育ビジョンを改定するため必要な事項を調査、研究及び検討をし、その結果を亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 市立の小学校及び中学校の学校長の代表者
- (4) 市立の幼稚園及び認定こども園の園長の代表者
- (5) 市立の保育所の園長の代表者
- (6) 市立の小学校及び中学校の教職員の代表者
- (7) 公募により選出された者
- (8) P T Aの代表者
- (9) 市職員
- (10) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会は、その所掌事務を分掌して調査させ、及び研究させるため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、委員長が指名する者をもって構成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

資料 4

亀山市学校教育ビジョン改定委員会 委員名簿

〈任期：令和2年8月1日～亀山市学校教育ビジョン改定の日まで〉

役職	名前	所属等	備考
委員長	山田 康彦	三重大学特任教授	
副委員長	服部 鋼一	関小学校長	
	富松 敬史	亀山市青少年育成市民会議会長	
	川戸 倫子	公募委員	
	一見亜美佳	公募委員	
	落合 英治	関中学校学校運営協議会長	
	吉川 千賀	市内在住大学生	
	西村 昭伸	市PTA連合会代表	
	辻 成尚	亀山高等学校長	
	徳田 浩一	中部中学校長	
	小川 敦子	みずほ台幼稚園長	令和3年3月31日まで 和田保育園園長
	宮崎 智子	第二愛護園長	令和3年3月31日まで 亀山東幼稚園園長
	中村 圭佑	亀山東小学校教諭	
	伊藤 宗紘	中部中学校教諭	令和3年3月31日まで
	小濱 裕之	亀山中学校教諭	令和3年4月1日から
	小森 達也	文化スポーツ課長	
	豊田 達也	子ども未来課長	令和3年3月31日まで
	林 秀臣	子ども未来課長	令和3年4月1日から
	笠井 武洋	政策課長	

資料 5 亀山市学校教育ビジョン改定のためのアンケート調査結果

<調査の方法>

- ① 調査対象地域 亀山市
- ② 調査対象者

調査の種類	対象者
保護者アンケート	公立幼稚園・保育園の年長児の保護者 公立小学校の2年生及び5年生の保護者より抽出（組指定） 公立中学校の中学2年生の保護者より抽出（組指定）
教職員アンケート	公立幼稚園・保育園の教員より抽出 公立小学校の教員より抽出 公立中学校の教員より抽出
地域の人アンケート	公立小学校・中学校の関係者より抽出

- ③ 調査期間 令和2年11月
- ④ 調査方法 調査票による記入方式、学校を通じて配布、郵送で回収

<配布・回収数>

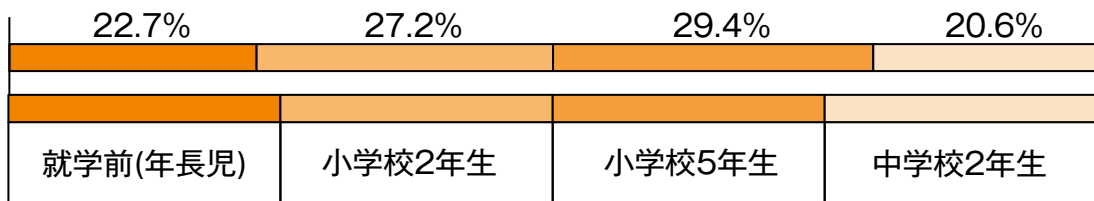
調査の種類	配布数	回収数	回収率
保護者アンケート	767	693	90.3%
教職員アンケート	180	177	98.3%
地域の人アンケート	70	62	88.6%

保護者・教員・地域アンケート

1 あなたご自身のことについてお聞きします。

【保護者】

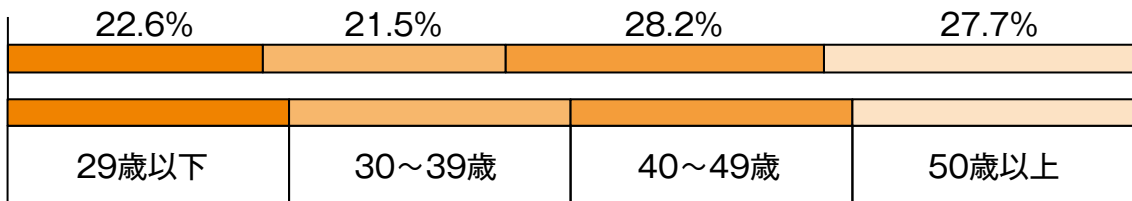
質問1 お子さんの学年を教えてください。あてはまる項目に○をつけてください。(○は1つ)
(N=693)



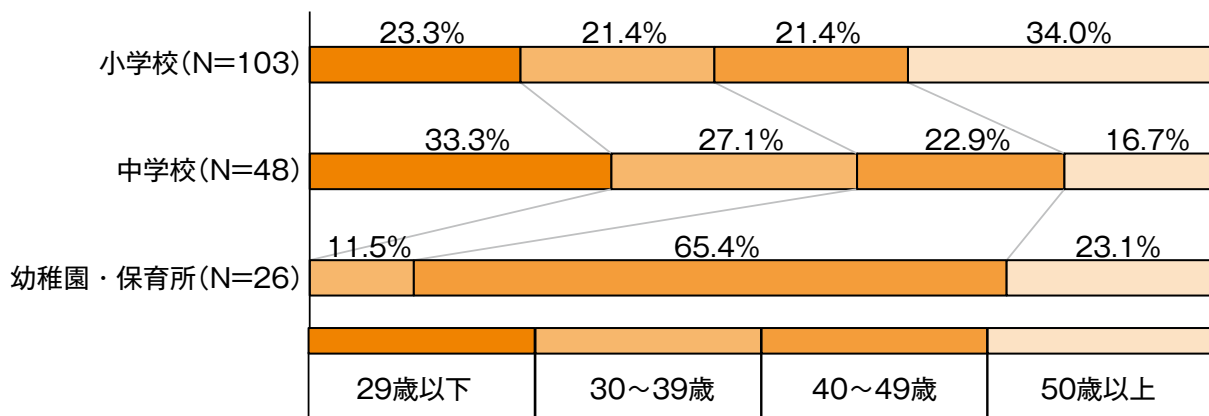
【教員】

質問1 あなたご自身や勤務校(園)のことについて教えてください。それぞれの項目について番号に○をつけてください。(N=177)

[年齢別]

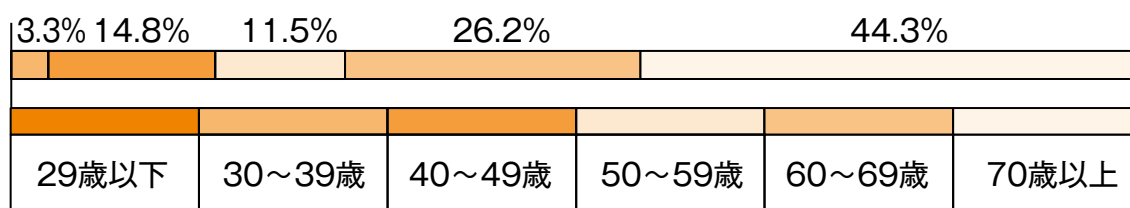


[校種別]



【地域】

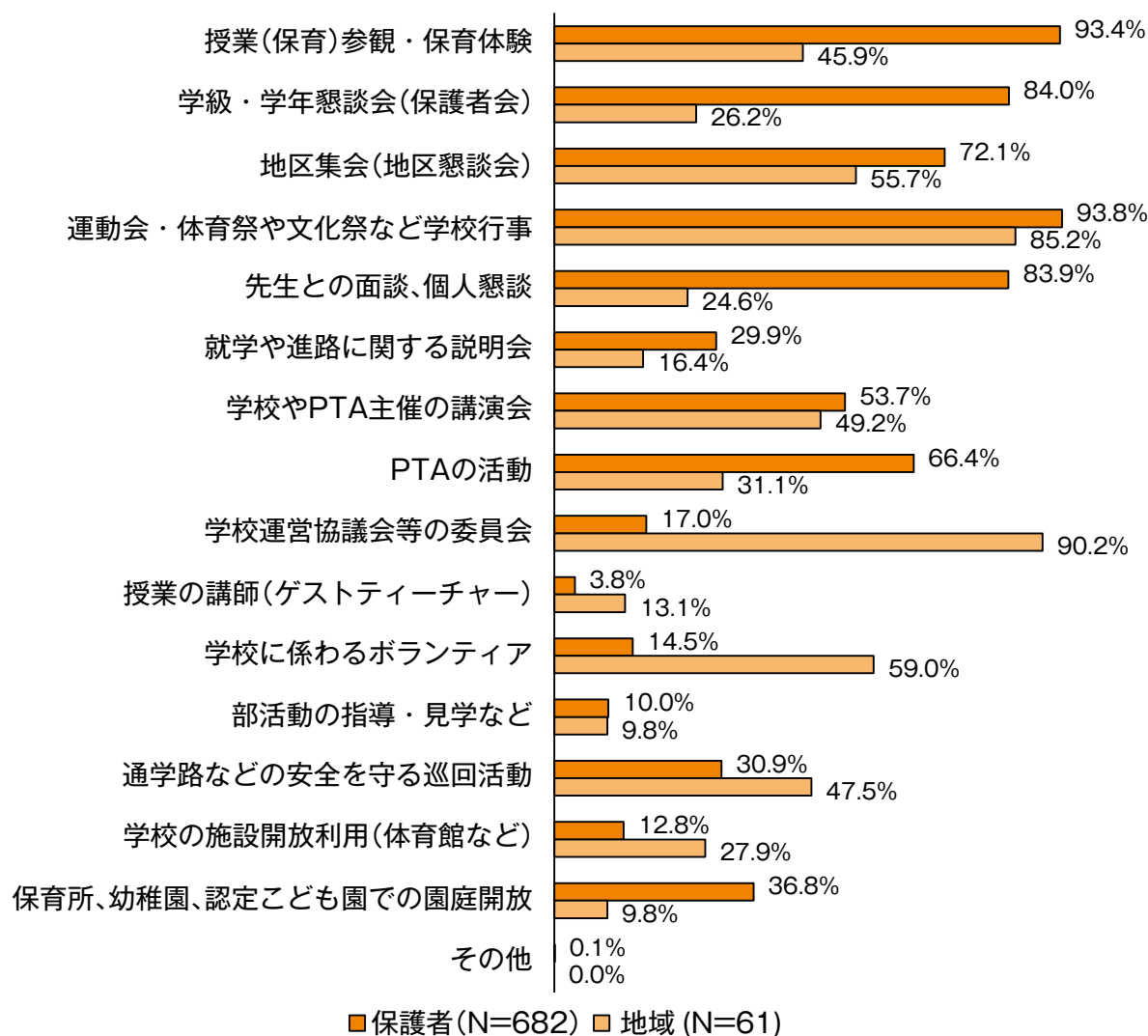
質問1 年齢について当てはまる番号に○をつけてください。(○は1つ)(N=61)



【保護者・地域】

質問2 あなたと、学校(園)や先生とのかかわりについてお聞きします。

(1) あなたが、今までに出席したり参加したりしたことがある行事や活動はどのようなものですか。あてはまるものに○をつけてください。(○はあてはまるものすべて)



2 亀山市の学校教育の現状の取組の満足度と今後の取組の重要度についてお聞きします。

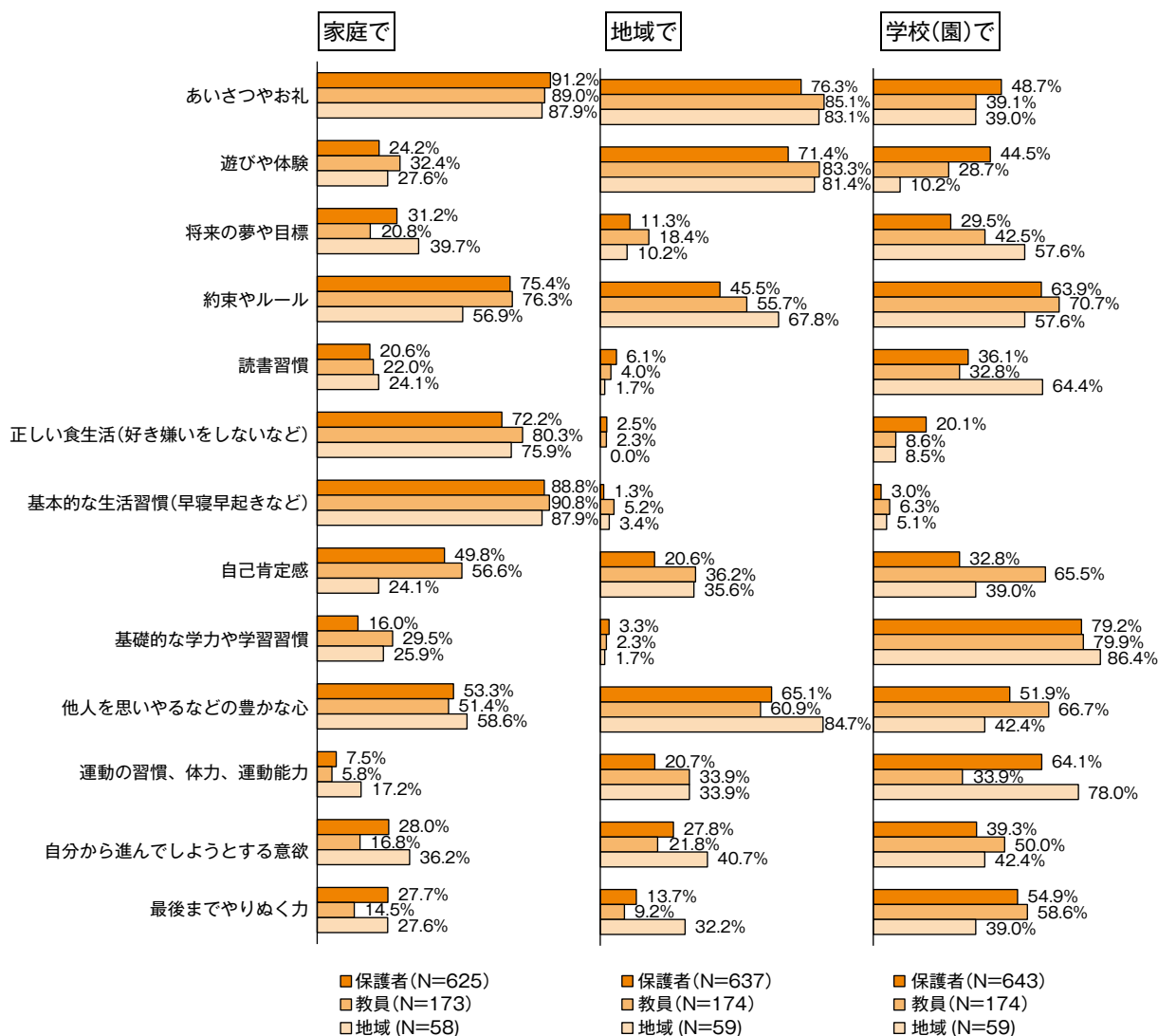
質問3 あなたは、各項目に対し、亀山市の学校教育の現状の取組について、どの程度満足されていますか。また、各項目に対して、今後取り組んでいくことがどの程度重要だと思いますか。「現状の取組」「今後の取組」について、1～5の中からそれぞれ1つずつ○をつけてください。

[満足・どちらかといえば満足×重要・どちらかといえば重要]

保護者	教員	地域
1 満足度が低く重要度が高い		
⑯英語教育の推進 ⑱情報教育の推進 ⑲いじめのない学校づくり ⑳不登校児童生徒への支援	②外国人児童生徒への教育支援 ③保育所・幼稚園・認定こども園から小学校へ、生活や学びをスムーズにつなげるための取組 ④個に応じた多様できめ細かな指導体制づくり ⑳不登校児童生徒への支援 ㉑子どもたちの安全・安心の確保	⑤特別支援教育の推進 ⑦道徳教育の推進 ⑬環境教育の推進 ⑯英語教育の推進 ⑳不登校児童生徒への支援 ㉒防災教育・防災対策の推進 ㉓学校施設の充実
2 満足度が高く重要度も高い		
①学力向上を図るための取組 ⑥人権教育の推進 ⑦道徳教育の推進 ⑪健康教育の推進 ⑫食育の推進 ⑫防災教育・防災対策の推進 ㉒子どもたちの安全・安心の確保 ㉓学校施設の充実	①学力向上を図るための取組 ⑤特別支援教育の推進 ⑯英語教育の推進 ⑱情報教育の推進 ⑲いじめのない学校づくり ㉓学校施設の充実	①学力向上を図るための取組 ④個に応じた多様できめ細かな指導体制づくり ⑥人権教育の推進 ⑧読書習慣の定着 ⑫食育の推進 ⑭キャリア教育の推進 ⑲いじめのない学校づくり ㉒子どもたちの安全・安心の確保 ㉔地域とともにある学校づくり
3 満足度が低く重要度が低い		
②外国人児童生徒への教育支援 ⑤特別支援教育の推進 ⑨文化・芸術体験活動の実施 ⑭キャリア教育の推進 ⑮多文化共生教育の推進	⑨文化・芸術体験活動の実施 ⑩体力向上のための取組 ⑬環境教育の推進 ⑮多文化共生教育の推進 ⑰地域資源の活用	②外国人児童生徒への教育支援 ③保育所・幼稚園・認定こども園から小学校へ、生活や学びをスムーズにつなげるための取組 ⑩体力向上のための取組 ⑪健康教育の推進 ⑮多文化共生教育の推進
4 満足度が高く重要度が低い		
③保育所・幼稚園・認定こども園から小学校へ、生活や学びをスムーズにつなげるための取組 ④個に応じた多様できめ細かな指導体制づくり ⑧読書習慣の定着 ⑩体力向上のための取組 ⑬環境教育の推進 ⑰地域資源の活用 ㉔地域とともにある学校づくり	⑥人権教育の推進 ⑦道徳教育の推進 ⑧読書習慣の定着 ⑪健康教育の推進 ⑫食育の推進 ⑭キャリア教育の推進 ㉒防災教育・防災対策の推進 ㉔地域とともにある学校づくり	⑨文化・芸術体験活動の実施 ⑰地域資源の活用 ⑱情報教育の推進

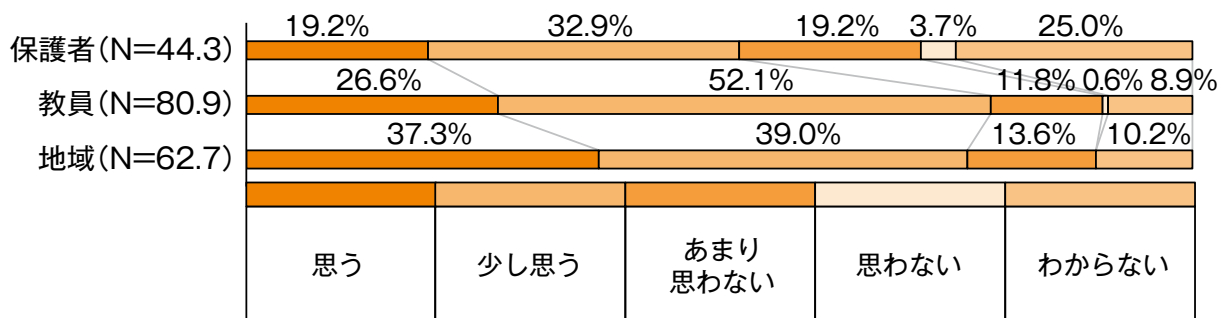
3 教育全般のことについてお聞きします。

質問4 「家庭」、「地域」、「学校・保育所・幼稚園・認定こども園」のそれぞれの場において、育てるべきだと思うことを、①～⑬の中から6つまで○をしてください。

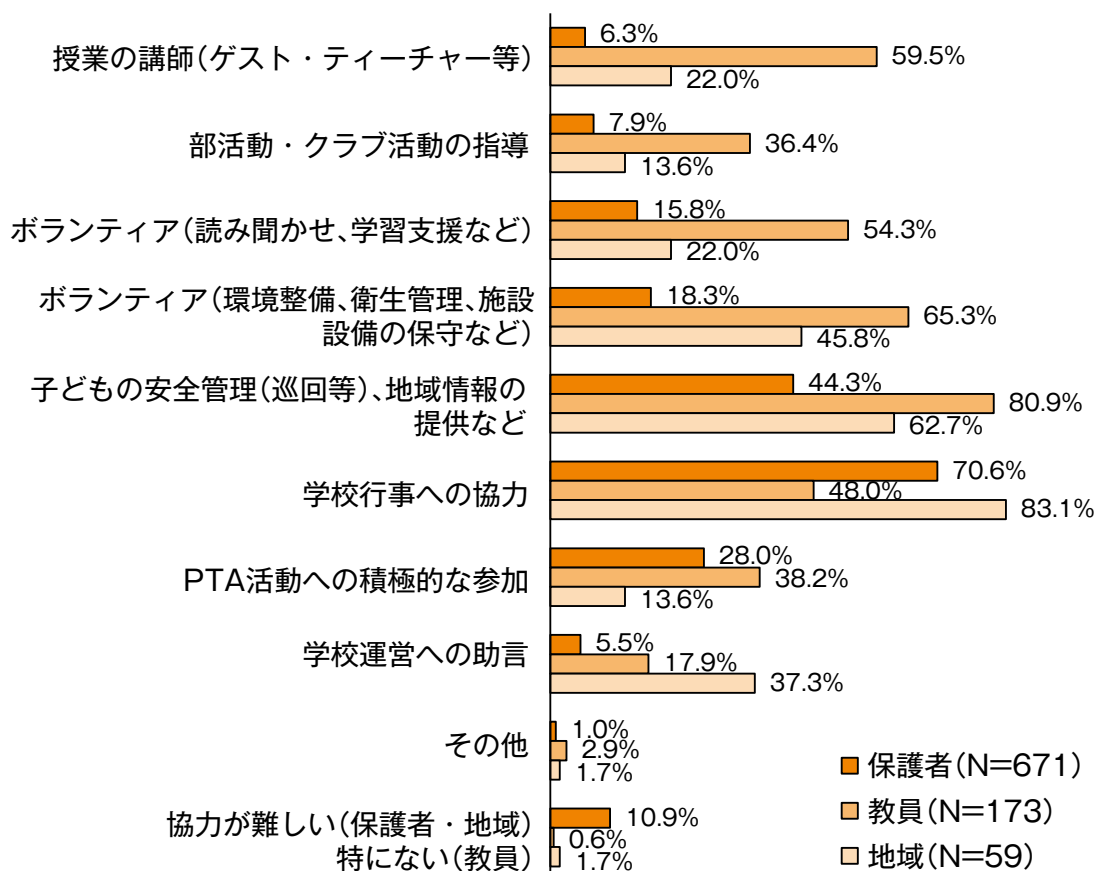


4 学校(園)、家庭、地域の連携についてお聞きします。

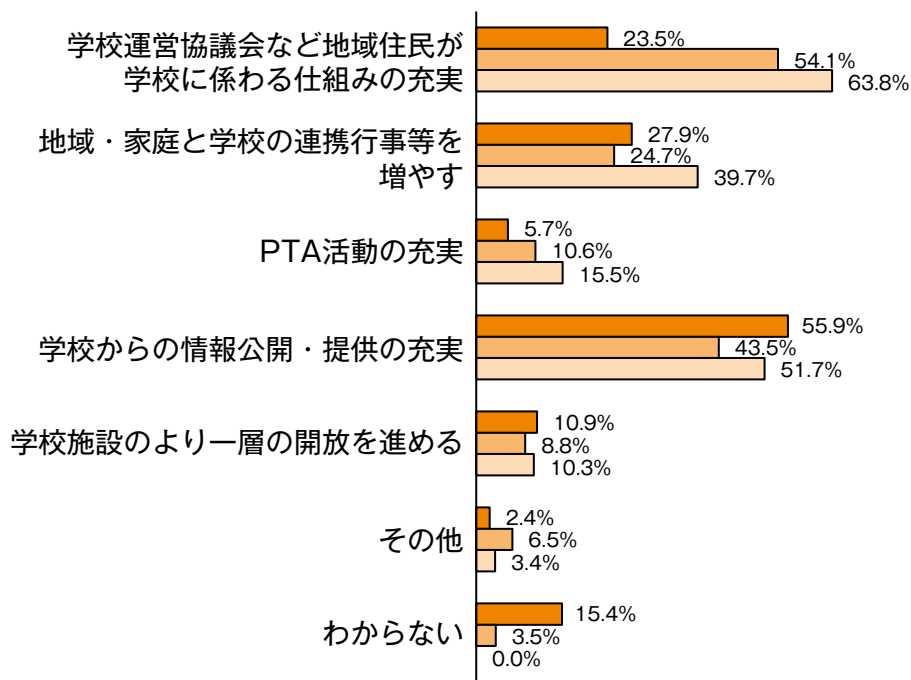
質問5 あなたは、保護者、地域の声が、学校運営に反映できていると思いますか。あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)



質問6 学校と地域の連携・協力について、あなた自身が、学校に協力してもいいと思うのはどのようなことですか。あてはまるものに○をつけてください。(○はあてはまるものすべて)



質問7 あなたが、学校と家庭や地域が連携するために、特に重要だと思うのはどのようなことですか。あてはまるものに○をつけてください。(○は2つまで)



■ 保護者(N=671) ■ 教員(N=170) ■ 地域(N=58)



亀山市学校教育ビジョン

発行 三重県亀山市
編集 亀山市教育委員会事務局 学校教育課
〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地
TEL : 0595-84-5076
FAX : 0595-82-6161
URL : <https://www.city.kameyama.mie.jp/kyouiku/>